

条 例 議 案 の 概 要

—平成 23 年 12 月 定例会—

目 次

議案第 136 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について	1
議案第 137 号	盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について	5
議案第 138 号	盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係 条例の整備に関する条例について	6
	(盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例新旧対照表)	7)
	(盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表)	16)
	(盛岡市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表)	28)
	(盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表)	35)
	(盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表)	45)
	(盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例新旧対照表)	59)
	(盛岡市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表)	65)
	(盛岡市弓道場条例の一部を改正する条例新旧対照表)	72)
	(盛岡市球技場条例の一部を改正する条例新旧対照表)	79)
	(盛岡市野球場条例の一部を改正する条例新旧対照表)	86)
	(盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例新旧対照表)	94)
	(盛岡市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表)	107)
議案第 139 号	盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例の一部を改正する 条例について	109
議案第 140 号	盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する 条例について	120
議案第 141 号	町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について	123
議案第 142 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について	144
議案第 143 号	盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	162
議案第 144 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	164
議案第 145 号	盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について	168
議案第 146 号	盛岡市スポーツ振興審議会条例の全部の改正について	172

議案第 136 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構の見直しに伴い、総務部及び市民部の分掌事務を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 総務部の分掌事務に「危機管理に関すること。」を加える。
- (2) 市民部の分掌事務について、教育委員会から移管される「スポーツに関すること。」及び「文化に関すること。」を加えるとともに、「有線テレビジョン放送施設に関すること。」を削るほか、必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成24年4月1日

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 (分掌事務)</p> <p>第3条 公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関すること。 イ 統計に関すること。 ウ 広聴及び広報に関すること。 エ 自治体経営に関すること。 オ 秘書に関すること。 <p>(2) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ <u>危機管理に関すること。</u> エ 行政組織に関すること。 オ 職員に関すること。 カ 公有財産に関すること。 キ 消防団及び防災に関すること。 ク その他公室及び他部の主管に属しない事項に関すること。 <p>(3) 財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 予算その他財務に関すること。 イ 工事検査に関すること。 ウ 市税及び市税外歳入に関すること。 エ 議会に関すること。 <p>(4) 市民部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市民活動に関すること。 	<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 (分掌事務)</p> <p>第3条 公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関すること。 イ 統計に関すること。 ウ 広聴及び広報に関すること <u>(市民部の主管に属するものを除く。)</u>。 エ 自治体経営に関すること。 オ 秘書に関すること。 <p>(2) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ 行政組織に関すること。 エ 職員に関すること。 オ 公有財産に関すること。 カ 消防団及び防災に関すること。 キ その他公室及び他部の主管に属しない事項に関すること。 <p>(3) 財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 予算その他財務に関すること。 イ 工事検査に関すること。 ウ 市税及び市税外歳入に関すること。 エ 議会に関すること。 <p>(4) 市民部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市民活動に関すること。

改正後	改正前
<p>イ 交通安全に関すること。 <u>ウ 青少年及び男女共同参画に関すること。</u> <u>エ 消費生活及び計量に関すること。</u> <u>オ スポーツに関すること。</u></p>	<p>イ 交通安全に関すること。 <u>ウ 消費生活及び計量に関すること。</u> <u>エ 国際交流に関すること。</u> <u>オ 青少年及び男女共同参画に関すること。</u></p>
<p><u>カ 文化に関すること。</u> <u>キ 国際交流に関すること。</u> <u>ク 戸籍及び住民の記録に関すること。</u> <u>ケ 国民健康保険に関すること。</u> <u>コ 国民年金に関すること。</u></p>	<p><u>カ 戸籍及び住民の記録に関すること。</u> <u>キ 国民健康保険に関すること。</u> <u>ク 国民年金に関すること。</u> <u>ケ 有線テレビジョン放送施設に関すること。</u> <u>コ その他市民生活に関すること。</u></p>
<p><u>サ その他市民生活に関すること。</u></p> <p>(5) 環境部</p> <p>ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に関すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に関すること。</p>	<p><u>サ その他市民生活に関すること。</u></p> <p>(5) 環境部</p> <p>ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に関すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に関すること。</p>
<p>(6) 保健福祉部</p> <p>ア 保健衛生に関すること（環境部の主管に属するものを除く。）。 イ 社会福祉に関すること。 ウ 社会保障に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。</p>	<p>(6) 保健福祉部</p> <p>ア 保健衛生に関すること（環境部の主管に属するものを除く。）。 イ 社会福祉に関すること。 ウ 社会保障に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。</p>
<p>(7) 商工観光部</p> <p>ア 商業及び工業に関すること。 イ 観光及び物産に関すること。 ウ 労働に関すること。 エ 流通に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。</p>	<p>(7) 商工観光部</p> <p>ア 商業及び工業に関すること。 イ 観光及び物産に関すること。 ウ 労働に関すること。 エ 流通に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。</p>
<p>(8) 農林部</p> <p>ア 農林水産業に関すること。 イ 卸売市場に関すること。</p>	<p>(8) 農林部</p> <p>ア 農林水産業に関すること。 イ 卸売市場に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(9) 建設部</p> <p>ア 道路に関すること。</p> <p>イ 河川, 溝渠（きょ）等に関すること（総務部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>ウ 交通施策に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>エ 用地の取得に関すること。</p> <p>オ 住宅及び営繕に関すること。</p> <p>カ その他建設に関すること。</p> <p>(10) 都市整備部</p> <p>ア 都市計画に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>イ 公園及び緑地に関すること。</p> <p>ウ 建築指導に関すること。</p> <p>エ 土地区画整理に関すること。</p> <p>オ 市街地の再開発に関すること。</p>	<p>(9) 建設部</p> <p>ア 道路に関すること。</p> <p>イ 河川, 溝渠（きょ）等に関すること（総務部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>ウ 交通施策に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>エ 用地の取得に関すること。</p> <p>オ 住宅及び営繕に関すること。</p> <p>カ その他建設に関すること。</p> <p>(10) 都市整備部</p> <p>ア 都市計画に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>イ 公園及び緑地に関すること。</p> <p>ウ 建築指導に関すること。</p> <p>エ 土地区画整理に関すること。</p> <p>オ 市街地の再開発に関すること。</p>

議案第 137 号

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第24条の2第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツ及び文化に関する事務の一部を市長が管理し、及び執行しようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関するることを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関するることを除く。）。

3 施行期日

平成24年 4月 1 日

市民部 市民活動推進課
教育委員会 スポーツ振興課
生涯学習課

議案第 138 号

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 制定の趣旨

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、関係する条例の規定を整備しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市市民プール条例
- (2) 盛岡市屋外スポーツ施設条例
- (3) 盛岡市武道館条例
- (4) 盛岡市アイスアリーナ条例
- (5) 盛岡市文化会館条例
- (6) 盛岡市屋内ゲートボール場条例
- (7) 盛岡市体育館条例
- (8) 盛岡市弓道場条例
- (9) 盛岡市球技場条例
- (10) 盛岡市野球場条例
- (11) 盛岡市運動公園条例
- (12) 盛岡市スポーツ推進審議会条例

3 改正の内容

- (1) スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、及び執行するための規定の整備
- (2) 施設等の開館時間、休館日等に関する規定の整備

4 施行期日

平成24年4月1日

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																					
<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号 (趣旨) 第1条 この条例は、市民プールの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市民プールを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立高松プール</td><td>盛岡市高松一丁目9番43号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立総合プール</td><td>盛岡市本宮五丁目3番1号</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 市民プールの開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する市民プールにあつては、指定管理者。以下第7条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開設期間</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立高松プール</td><td>6月15日から9月 の第1日曜日まで</td><td>午前10時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>盛岡市立総合プール</td><td>通年</td><td>午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立高松プール	盛岡市高松一丁目9番43号	盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号	区分	開設期間	使用時間	盛岡市立高松プール	6月15日から9月 の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで	盛岡市立総合プール	通年	午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで	<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号 (趣旨) 第1条 この条例は、市民プールの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市民プールを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立高松プール</td><td>盛岡市高松一丁目9番43号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立総合プール</td><td>盛岡市本宮五丁目3番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立高松プール	盛岡市高松一丁目9番43号	盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号
名称	位置																					
盛岡市立高松プール	盛岡市高松一丁目9番43号																					
盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号																					
区分	開設期間	使用時間																				
盛岡市立高松プール	6月15日から9月 の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで																				
盛岡市立総合プール	通年	午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで																				
名称	位置																					
盛岡市立高松プール	盛岡市高松一丁目9番43号																					
盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号																					

改正後				改正前
プー ル	サブプール	6月15日から9月 の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで	
	飛込プール	6月15日から9月 の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで	

(休場日)

第4条 市民プールの休場日は、次の各号に掲げる市民プールの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。

- (1) 盛岡市立高松プール 毎月第3金曜日
- (2) 盛岡市立総合プール 每月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の制限)

第5条 盛岡市立総合プールの飛込プールについては、あらかじめ、市長

_____に登録されている者又は当該登録されている者の指導の下に使用者でなければ使用することができない。

(使用の許可等)

第6条 市民プールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市民プールの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民プールの管理上適当でないとき。

3 市長は、市民プールの管理上必要があると認めたときは、第1項

(使用の制限)

第3条 盛岡市立総合プールの飛込プールについては、あらかじめ、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する市民プールにあつては、指定管理者。以下第5条まで及び第10条において同じ。）に登録されている者又は当該登録されている者の指導の下に使用者でなければ使用することができない。

(使用の許可等)

第4条 市民プールを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、市民プールの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民プールの管理上適当でないとき。

3 教育委員会は、市民プールの管理上必要があると認めたときは、第1項

改正後	改正前
<p>の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)</p>	<p>の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)</p>
<p><u>第7条</u> 市長は、市民プールの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは市民プールからの退去を命ずることができる。</p>	<p><u>第5条</u> 教育委員会は、市民プールの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは市民プールからの退去を命ずることができる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。
<p>（禁止行為）</p>	<p>（禁止行為）</p>
<p><u>第8条</u> 使用者は、市民プールにおいて次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 	<p><u>第6条</u> 使用者は、市民プールにおいて次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
<p>（使用料）</p>	<p>（使用料）</p>
<p><u>第9条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p>	<p><u>第7条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p>
<p>2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)</p>	<p>2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)</p>
<p><u>第10条</u> 指定管理者が管理する市民プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p>	<p><u>第7条の2</u> 指定管理者が管理する市民プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p>
<p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>	<p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>
<p>3 使用者は、<u>第6条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 (使用料の減免)</p>	<p>3 使用者は、<u>第4条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 (使用料の減免)</p>
<p><u>第11条</u> 市長</p>	<p>（指定管理者が管理する市民プールにあつては、指定管理者。）</p>

改正後	改正前
<p>_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用料（指定管理者が管理する市民プールにあつては、利用料金。次条</u> _____において同じ。）を減免することができる。ただし、ロッカーの使用料は、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>（使用料の不還付）</p>	<p>以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用料（指定管理者が管理する市民プールにあつては、利用料金。以下次条までにおいて同じ。）を減免することができる。ただし、ロッカーの使用料は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>（使用料の不還付）</p>
<p><u>第12条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により市民プールを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（損害賠償）</p>	<p><u>第9条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により市民プールを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（損害賠償）</p>
<p><u>第13条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>市長</u> の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>（指定管理者による管理）</p>	<p><u>第10条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u> の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>（指定管理者による管理）</p>
<p><u>第14条</u> 市民プールの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者の指定の手続）</p>	<p><u>第11条</u> 市民プールの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者の指定の手続）</p>
<p><u>第15条</u> 市民プールの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>市長</u> が定める期限までに<u>市長</u> に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u> は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、</p>	<p><u>第12条</u> 市民プールの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u> が定める期限までに<u>教育委員会</u> に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u> は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、</p>

改正後	改正前
<p>その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p>	<p>その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第16条 市長</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p><u>第13条 教育委員会</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(変更の届出)</p>	<p>(変更の届出)</p>
<p><u>第17条 指定管理者は、その名称、住所その他市長</u>が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p>	<p><u>第14条 指定管理者は、その名称、住所その他教育委員会</u>が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p>(指定管理者による管理の基準)</p>
<p><u>第18条 指定管理者の行う市民プールの管理の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則_____等の規定に基づき、適正に管理すること。</p>	<p><u>第15条 指定管理者の行う市民プールの管理の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、<u>教育委員会規則</u>等の規定に基づき、適正に管理すること。</p>
<p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p>	<p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p>
<p>(指定管理者の業務)</p>	<p>(指定管理者の業務)</p>
<p><u>第19条 市民プールの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第16条 市民プールの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1) <u>第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。</u></p>	<p>(1) <u>第4条第1項の許可を行うこと。</u></p>
<p>(2) <u>第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、又は休場すること。</u></p>	
<p>(3) <u>第6条第1項の許可を行うこと。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは市民プールからの退去を命ずること。</p>	<p>(2) 第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(4) 第5条の規定に基づき、第4条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは市民プールからの退去を命ずること。</p> <p>(5) 教育委員会規則で定めるところにより、開設期間又は使用時間を変更すること。</p> <p>(6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開場し、又は休場すること。</p>
<p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市民プールの管理に関すること。</p>	<p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市民プールの管理に関すること。</p>
<p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p>	<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第17条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p>

改正後	改正前
(2) 使用者の数	(2) 使用者の数
(3) 利用料金の収入実績	(3) 利用料金の収入実績
(4) 管理経費の収支状況	(4) 管理経費の収支状況
(5) その他 <u>市長</u> が必要があると認めた事項 (委任)	(5) その他 <u>教育委員会</u> が必要があると認めた事項 (委任)
第21条 この条例に定めるもののほか、 市民プールの管理に <u>関し</u> 必要な事項は、市長 が定める。 <省略>	第18条 この条例に定めるもののほか、 <u>第7条から第9条まで</u> について必要 な事項は市長が、その他市民プールの管理について必要な事項は <u>教育委員会</u> が定める。 <省略>

別表（第9条関係）

(1) 一般使用の場合の使用料

区分		一般	高等学 校生徒	中学校 生徒以 下の者
盛岡市立高松プール	普通使用(1回につき)	150円	100円	50円
	団体使用(1人1回につき)	110円	70円	30円
盛岡市立総合プール	普通使用(1回につき)	700円	400円	300円
	回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円
	10回につき	5,250円	3,000円	2,250円
	15回につき	7,350円	4,200円	3,150円
	団体使用(1人1回につき)	490円	280円	210円

備考

- 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。
- 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団

別表（第7条関係）

(1) 一般使用の場合の使用料

区分		一般	高等学 校生徒	中学校 生徒以 下の者
盛岡市立高松プール	普通使用(1回につき)	150円	100円	50円
	団体使用(1人1回につき)	110円	70円	30円
盛岡市立総合プール	普通使用(1回につき)	700円	400円	300円
	回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円
	10回につき	5,250円	3,000円	2,250円
	15回につき	7,350円	4,200円	3,150円
	団体使用(1人1回につき)	490円	280円	210円

備考

- 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。
- 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団

改正後			改正前				
(2) 貸切使用の場合の使用料			(2) 貸切使用の場合の使用料				
区分		土曜日及び 休日(1時間 までごとに)	平日(1時間 までごとに)	区分		土曜日及び 休日(1時間 までごとに)	平日(1時間 までごとに)
盛岡市立総合プール	メインプール	全面を使用する場合	26,000円	20,000円	盛岡市立総合プール	全面を使用する場合	26,000円
		2分の1を使用する場合	13,000円	10,000円		2分の1を使用する場合	13,000円
		50メートルのコースを使用する場合(1コースにつき)	3,250円	2,500円		50メートルのコースを使用する場合(1コースにつき)	3,250円
		25メートルのコースを使用する場合(1コースにつき)	1,620円	1,250円		25メートルのコースを使用する場合(1コースにつき)	1,620円
	サブプール	全面を使用する場合	9,100円	7,000円		全面を使用する場合	9,100円
		25メートルのコースを使用する場合(1コースにつき)	1,620円	1,250円		25メートルのコースを使用する場合(1コースにつき)	1,620円
	飛込プール		6,500円	5,000円		飛込プール	6,500円
	会議室			500円		会議室	500円
	研修室			500円		研修室	500円

備考

- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使

備考

- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使

改正後

用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

(3) 附属の設備の使用料

ア 競技用設備

区分	金額
放送設備一式（1時間までごとに）	1,000円
電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000円
競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円
水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円
飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円

イ ロッカー使用料（盛岡市立総合プールを除く。） 1回につき50円

改正前

用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

(3) 附属の設備の使用料

ア 競技用設備

区分	金額
放送設備一式（1時間までごとに）	1,000円
電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000円
競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円
水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円
飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円

イ ロッカー使用料（盛岡市立総合プールを除く。） 1回につき50円

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 (趣旨) 第1条 この条例は、他の条例に定めるものを除くほか、屋外スポーツ施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田スポーツセンタ ー</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立松園運動広場</td><td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立綱取スポーツセンタ ー</td><td>盛岡市浅岸字綱取34番地251</td></tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td><td>盛岡市東中野字立石8番地11</td></tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td><td>盛岡市乙部28地割34番地2</td></tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td><td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td><td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条か</p>	名称	位置	盛岡市立太田スポーツセンタ ー	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立綱取スポーツセンタ ー	盛岡市浅岸字綱取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 (趣旨) 第1条 この条例は、他の条例に定めるものを除くほか、屋外スポーツ施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田スポーツセンタ ー</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立松園運動広場</td><td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立綱取スポーツセンタ ー</td><td>盛岡市浅岸字綱取34番地251</td></tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td><td>盛岡市東中野字立石8番地11</td></tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td><td>盛岡市乙部28地割34番地2</td></tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td><td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td><td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立太田スポーツセンタ ー	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立綱取スポーツセンタ ー	盛岡市浅岸字綱取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49
名称	位置																																												
盛岡市立太田スポーツセンタ ー	盛岡市上太田穴口4番地3																																												
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																												
盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号																																												
盛岡市立綱取スポーツセンタ ー	盛岡市浅岸字綱取34番地251																																												
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																												
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																												
盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																												
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																												
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
名称	位置																																												
盛岡市立太田スポーツセンタ ー	盛岡市上太田穴口4番地3																																												
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																												
盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号																																												
盛岡市立綱取スポーツセンタ ー	盛岡市浅岸字綱取34番地251																																												
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																												
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																												
盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																												
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																												
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												

改正後

ら第12条までにおいて同じ。) が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

<u>区分</u>	<u>開設期間</u>	<u>使用時間</u>
盛岡市立太田スポーツセンター	4月1日から11月30日 まで	(1) 運動広場及び子供広場 午前9時から午後5時 (6月から8月までにあつては、午後7時) まで (2) キャンプ場 午前9時から翌日の午前9時まで
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日 まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園運動広場	4月1日から11月30日 まで	午前9時から午後5時 (6月から8月までにあつては、午後7時) まで
盛岡市立綱取スポーツセンター	4月1日から11月30日 まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日 まで	午前9時から午後5時 (6月から8月までにあつては、午後7時) まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキーパーク	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日 まで	午前8時から午後9時まで

改正前

改正後			改正前
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日 まで	午前8時から午後5時まで	
盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日 まで	午前8時から午後9時まで	
(休場日)			
<p>第4条 屋外スポーツ施設（盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場、 <u>盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコート</u> <u>を除く。以下この項において同じ。）の休場日は、次の各号に掲げる屋外</u> <u>スポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が</u> <u>特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に休</u> <u>場することができる。</u></p> <p>(1) 盛岡市立太田スポーツセンター、盛岡市立太田テニスコート及び盛岡市立綱取スポーツセンター 每月第3火曜日（その日が国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日）</p> <p>(2) 盛岡市立松園運動広場及び盛岡市立東中野運動広場 每月第3金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その前日）</p> <p>2 盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場、盛岡市立玉山運動場、 盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートは、休場しないものと する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休場するこ とができる。</p> <p>（使用の許可等）</p> <p>第5条 屋外スポーツ施設（盛岡市立太田スポーツセンター子供広場及び盛岡市立乙部運動広場を除く。）を使用しようとする者は、<u>市長</u> の許可を受けなければならない。</p>			

改正後	改正前
<p>2 <u>市長</u>は、屋外スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、屋外スポーツ施設の管理上適当でないとき。</p> <p>3 <u>市長</u>は、屋外スポーツ施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、屋外スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、屋外スポーツ施設の管理上適当でないとき。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、屋外スポーツ施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p>
<p><u>第6条</u> <u>市長</u>は、屋外スポーツ施設の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋外スポーツ施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(禁止行為)</p>	<p><u>第4条</u> <u>教育委員会</u>は、屋外スポーツ施設の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋外スポーツ施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(禁止行為)</p>
<p><u>第7条</u> 屋外スポーツ施設を使用する者は、屋外スポーツ施設において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。</p> <p>(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。</p> <p>(使用料)</p>	<p><u>第5条</u> 屋外スポーツ施設を使用する者は、屋外スポーツ施設において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。</p> <p>(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。</p> <p>(使用料)</p>
<p><u>第8条</u> 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>(利用料金)</p>	<p><u>第6条</u> 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>(利用料金)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 指定管理者が管理する屋外スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</u> (使用料の減免)</p>	<p>第6条の2 指定管理者が管理する屋外スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第3条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</u> (使用料の減免)</p>
<p>第10条 市長</p> <p>_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用する<u>とき（営利を目的とする場合を除く。）。</u></p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p>	<p>第7条 市長 (指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあっては、<u>指定管理者</u>。以下次条までにおいて同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用する<u>とき。</u></p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p>
<p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により屋外スポーツ施設を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により屋外スポーツ施設を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p>
<p>第12条 使用者は、<u>自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>第9条 使用者は、<u>施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>

改正後	改正前
<p><u>第13条</u> 屋外スポーツ施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p><u>第10条</u> 屋外スポーツ施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p><u>第14条</u> 屋外スポーツ施設の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>市長</u>が定める期限までに<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>	<p><u>第11条</u> 屋外スポーツ施設の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>が定める期限までに<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第15条</u> <u>市長</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>	<p><u>第12条</u> <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>
<p><u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>市長</u>が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p><u>第13条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>教育委員会</u>が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>
<p><u>第17条</u> 指定管理者の行う屋外スポーツ施設の管理の基準は、次のとおりとする。</p>	<p><u>第14条</u> 指定管理者の行う屋外スポーツ施設の管理の基準は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>	<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>
<p><u>第18条 屋外スポーツ施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、若しくは休場し、又は同条第2項ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋外スポーツ施設からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、屋外スポーツ施設の管理に関すること。</p>	<p><u>第15条 屋外スポーツ施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 第3条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(3) 第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(4) 第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋外スポーツ施設からの退去を命ずること。</p> <p>(5) 教育委員会規則で定めるところにより、開設期間又は使用時間を変更すること。</p> <p>(6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開場し、又は休場すること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、屋外スポーツ施設の管理に関すること。</p>
<p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>

改正後	改正前						
	3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。						
(事業報告書の提出)	(事業報告書の提出)						
第19条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。	第16条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。						
(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>市長</u> が必要があると認めた事項 (委任)	(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>教育委員会</u> が必要があると認めた事項 (委任)						
第20条 この条例に定めるもののほか、 <u>屋外スポーツ施設の管理</u> に <u>関し</u> 必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。 ＜省略＞	第17条 この条例に定めるもののほか、 <u>第6条から第8条まで</u> について必要な事項は <u>市長</u> が、その他 <u>屋外スポーツ施設の管理</u> について必要な事項は <u>教育委員会</u> が定める。 ＜省略＞						
別表（第8条関係） (1) 盛岡市立太田スポーツセンター、盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園運動広場、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場及び盛岡市立生出スキ一場を使用する場合の使用料	別表（第6条関係） (1) 盛岡市立太田スポーツセンター、盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園運動広場、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場及び盛岡市立生出スキ一場を使用する場合の使用料						
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>一般</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> </tr> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>一般</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> </tr> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者
区分	一般	高等学校生徒以下の者					
区分	一般	高等学校生徒以下の者					

改正後					改正前					
盛岡市立太田スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)		3,000円	1,500円	盛岡市立太田スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)		3,000円	1,500円	
	子供広場		無料			子供広場		無料		
	キャンプ広場					キャンプ広場				
盛岡市立太田テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	500円	250円	盛岡市立太田テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	500円	250円			
盛岡市立松園運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	1,500円	750円	盛岡市立松園運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	1,500円	750円			
盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円	盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円			
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円			
盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	300円	100円	盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	300円	100円			
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円			
盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料		盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料				
盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から	840円	420円	盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から	840円	420円	

改正後			改正前		
	午後9時まで			午後9時まで	
	午前9時から午後4時まで	1,460円	730円	午前9時から午後4時まで	1,460円
	開設期間中	10,500円	7,350円	開設期間中	10,500円

備考 盛岡市立太田スポーツセンター運動広場及び盛岡市立松園運動広場をテニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、それぞれ1面につき盛岡市立太田スポーツセンター運動広場にあつては表に掲げる額の6分の1に、盛岡市立松園運動広場にあつては表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。

(2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

区分			一般	高等学校生徒以下の者	
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	310円 150円	
			1日までごとに	2,000円 1,000円	
			その他の日	210円 100円	
			1日までごとに	1,340円 670円	
		土曜日及び休日	1時間までごとに	1,360円	
			1日までご	8,730円	
	その他の催しに使用する場		1時間までごとに	1,360円	
			1日までご	8,730円	
			1時間までごとに	1,360円	
			1日までご	8,730円	
			1時間までごとに	1,360円	

備考 盛岡市立太田スポーツセンター運動広場及び盛岡市立松園運動広場をテニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、それぞれ1面につき盛岡市立太田スポーツセンター運動広場にあつては表に掲げる額の6分の1に、盛岡市立松園運動広場にあつては表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。

(2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

区分			一般	高等学校生徒以下の者	
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	310円 150円	
			1日までごとに	2,000円 1,000円	
			その他の日	210円 100円	
			1日までごとに	1,340円 670円	
			1時間までごとに	1,360円	
	その他の催しに使用する場		1日までご	8,730円	
			1時間までごとに	1,360円	
			1日までご	8,730円	
			1時間までごとに	1,360円	
			1日までご	8,730円	

改正後						改正前						
盛岡市立 好摩相撲場	料金を徴収する場合	合	とに				合	とに				
			その他の日	1時間までごとに	1,050円			その他の日	1時間までごとに	1,050円		
			1日までごとに	6,720円				1日までごとに	6,720円			
		アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,260円	630円	合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,260円	630円	
			1日までごとに	8,060円	4,030円	1日までごとに		8,060円	4,030円			
	その他の催しに使用する場合	合	土曜日及び休日	1時間までごとに	840円	420円		土曜日及び休日	1時間までごとに	840円	420円	
			1日までごとに	5,360円	2,680円	1日までごとに		5,360円	2,680円			
		アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）				土曜日及び休日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）			
			その他の日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）				その他の日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）			
	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円		合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円	
			個人使用の場合（1人につき）	1時間までごとに	100円	50円		個人使用の場合（1人につき）	1時間までごとに	100円		
		その他の催しに使用する場合	1時間までごとに	310円			合	その他の催しに使用する場合	1時間までごとに	310円		
			アマチュア競技に	1時間まで	630円	310円		アマチュア競技に	1時間まで	630円		

改正後					改正前						
	収する場合	使用する場合	ごとに				収する場合	使用する場合	ごとに		
		その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の50人分に相当する額（その額が26,250円に満たない場合は、26,250円）					その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の50人分に相当する額（その額が26,250円に満たない場合は、26,250円）		
盛岡市立好摩	料金を徴収しない場合	1面につき1時間までごとに	520円	260円			盛岡市立好摩	料金を徴収しない場合	1面につき1時間までごとに	520円	260円
テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき1時間までごとに	1,560円	780円			テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき1時間までごとに	1,560円	780円

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日及び祝日法による
休日をいう。
- 3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- (3) 附属設備を使用する場合の使用料
- ア 拡声装置 1日につき1,000円
- イ 移動テント 1夜1張につき300円
- ウ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場及び盛岡市立好摩テニスコートの照明設備 実費の範囲内で市長の定める額

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- (3) 附属設備を使用する場合の使用料
- ア 拡声装置 1日につき1,000円
- イ 移動テント 1夜1張につき300円
- ウ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場及び盛岡市立好摩テニスコートの照明設備 実費の範囲内で市長の定める額

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市武道館条例 昭和56年3月27日条例第19号 (趣旨) 第1条 この条例は、武道館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 武道館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市立武道館</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市住吉町3番12号</td></tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) <u>第3条 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する武道館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</u> (休館日) <u>第4条 武道館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</u> (1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (使用の許可等) <u>第5条 武道館を使用しようとする者は、市長</u></p>	名称	位置	盛岡市立武道館	盛岡市住吉町3番12号	<p>○盛岡市武道館条例 昭和56年3月27日条例第19号 (趣旨) 第1条 この条例は、武道館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 武道館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市立武道館</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市住吉町3番12号</td></tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可等) <u>第3条 武道館を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管</u></p>	名称	位置	盛岡市立武道館	盛岡市住吉町3番12号
名称	位置								
盛岡市立武道館	盛岡市住吉町3番12号								
名称	位置								
盛岡市立武道館	盛岡市住吉町3番12号								

改正後	改正前
	<u>理者（以下「指定管理者」という。）が管理する武道館にあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならぬ。</u>
2 市長_____は、武道館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の管理上適当でないとき。	2 教育委員会は、武道館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の管理上適當でないとき。
3 市長_____は、武道館の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)	3 教育委員会は、武道館の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)
第6条 市長_____は、武道館の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは武道館からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)	第4条 教育委員会は、武道館の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは武道館からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)
第7条 使用者は、武道館において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)	第5条 使用者は、武道館において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)	第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)

改正後	改正前
<p>第9条 指定管理者が管理する武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</u> (使用料の減免)</p>	<p>第6条の2 指定管理者が管理する武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第3条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</u> (使用料の減免)</p>
<p>第10条 市長</p> <p>_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する武道館にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が<u>個人で使用</u>するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p>	<p>第7条 市長（指定管理者が管理する武道館にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する武道館にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が<u>個人使用</u>（個人での使用をいう。以下同じ。）するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p>
<p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により武道館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)</p>	<p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により武道館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)</p>
<p>第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p>

改正後	改正前
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
<u>第13条</u> 武道館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。	<u>第10条</u> 武道館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。
(指定管理者の指定の手続)	(指定管理者の指定の手続)
<u>第14条</u> 武道館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、 <u>市長</u> が定める期限までに <u>市長</u> に申請しなければならない。	<u>第11条</u> 武道館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、 <u>教育委員会</u> が定める期限までに <u>教育委員会</u> に申請しなければならない。
2 <u>市長</u> は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。	2 <u>教育委員会</u> は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。
(1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。	(1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。
(指定等の告示)	(指定等の告示)
<u>第15条</u> <u>市長</u> は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。	<u>第12条</u> <u>教育委員会</u> は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。
(変更の届出)	(変更の届出)
<u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他 <u>市長</u> が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。	<u>第13条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他 <u>教育委員会</u> が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。
2 <u>市長</u> は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。	2 <u>教育委員会</u> は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。
(指定管理者による管理の基準)	(指定管理者による管理の基準)
<u>第17条</u> 指定管理者の行う武道館の管理の基準は、次のとおりとする。	<u>第14条</u> 指定管理者の行う武道館の管理の基準は、次のとおりとする。

改正後	改正前
<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則_____等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p> <p>(指定管理者の業務)</p>	<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、<u>教育委員会規則</u>等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p> <p>(指定管理者の業務)</p>
<p><u>第18条 武道館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</u></p> <p>(2) <u>第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</u></p> <p>(3) <u>第5条第1項の許可を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u></p> <p>(5) <u>第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u></p> <p>(6) <u>第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは武道館からの退去を命ずること。</u></p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理に関すること。</p>	<p><u>第15条 武道館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の許可を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u></p> <p>(4) <u>第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは武道館からの退去を命ずること。</u></p> <p>(5) <u>教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。</u></p> <p>(6) <u>教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。</u></p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理に関すること。</p>
<p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>市長</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p>
<p><u>第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長</u>が定める日までに、当該</p>	<p><u>第16条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会</u>が定める日までに、当該</p>

改正後		改正前																																																									
<p>年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>市長</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>市長</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p>		<p>年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>教育委員会</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>教育委員会</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p>																																																									
<p><u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、<u>武道館の管理に</u>関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p><省略></p>		<p><u>第17条</u> この条例に定めるもののほか、<u>第6条から第8条まで</u>について必要な事項は<u>市長</u>が、<u>その他武道館の管理に</u>について必要な事項は<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p><省略></p>																																																									
<p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) 柔道場使用料及び剣道場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>午後1時から</th> <th>午後5時から</th> <th>午前9時から</th> <th>午後1時から</th> <th>午前9時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,200円</td> <td>4,000円</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>個人 使用</td> <td>一般</td> <td>1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生、中学 生及び高校</td> <td>1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円	個人 使用	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）						小学生、中学 生及び高校	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）					<p>別表（第6条関係）</p> <p>(1) 柔道場使用料及び剣道場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>午後1時から</th> <th>午後5時から</th> <th>午前9時から</th> <th>午後1時から</th> <th>午前9時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,200円</td> <td>4,000円</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>個人 使用</td> <td>一般</td> <td>1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生、中学 生及び高校</td> <td>1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円	個人 使用	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）						小学生、中学 生及び高校	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）				
区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から																																																					
団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円																																																					
個人 使用	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）																																																									
	小学生、中学 生及び高校	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）																																																									
区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から																																																					
団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円																																																					
個人 使用	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）																																																									
	小学生、中学 生及び高校	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）																																																									

改正後	改正前
備考	備考
生	生
<p>1 団体使用の使用料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> <p>2 団体使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p> <p>3 暖房を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を暖房料として徴収する。</p>	<p>1 団体使用の使用料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> <p>2 団体使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p> <p>3 暖房を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を暖房料として徴収する。</p>
(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,000円	(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,000円

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市アイスアリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 (趣旨) 第1条 この条例は、アイスアリーナの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 アイスアリーナを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市アイスアリーナ</td><td>盛岡市本宮五丁目4番1号</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 アイスアリーナの開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するアイスアリーナにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開設期間</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期</td><td>10月20日から翌年3月31日まで</td><td>一般使用の場合 (1) 月曜日及び金曜日正午から午後7時15分まで (2) 火曜日、水曜日及び木曜日 正午から午後6時まで (3) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号	区分	開設期間	使用時間	冬期	10月20日から翌年3月31日まで	一般使用の場合 (1) 月曜日及び金曜日正午から午後7時15分まで (2) 火曜日、水曜日及び木曜日 正午から午後6時まで (3) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する	<p>○盛岡市アイスアリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 (趣旨) 第1条 この条例は、アイスアリーナの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 アイスアリーナを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市アイスアリーナ</td><td>盛岡市本宮五丁目4番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号
名称	位置														
盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号														
区分	開設期間	使用時間													
冬期	10月20日から翌年3月31日まで	一般使用の場合 (1) 月曜日及び金曜日正午から午後7時15分まで (2) 火曜日、水曜日及び木曜日 正午から午後6時まで (3) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する													
	名称	位置													
盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号														

改正後

改正前

		法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。），1月2日及び3日並びに12月29日及び30日 午前10時から午後6時まで
	貸切使用の場合	午前9時から午後9時まで
夏期	4月20日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで

(休館日)

第4条 アイスアリーナの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第3火曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 1月1日及び12月31日

(使用の許可等)

第5条 アイスアリーナを使用しようとする者は、市長

の許可を受けなければならない。

2 市長は、アイスアリーナの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

改正前

(使用の許可等)

第3条 アイスアリーナを使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するアイスアリーナにあっては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、アイスアリーナの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

改正後	改正前
(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、アイスアリーナの管理上適当でないとき。	(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、アイスアリーナの管理上適当でないとき。
3 <u>市長</u> は、アイスアリーナの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)	3 <u>教育委員会</u> は、アイスアリーナの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)
<u>第6条</u> <u>市長</u> は、アイスアリーナの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはアイスアリーナからの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)	<u>第4条</u> <u>教育委員会</u> は、アイスアリーナの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはアイスアリーナからの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)
<u>第7条</u> 使用者は、アイスアリーナにおいて次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)	<u>第5条</u> 使用者は、アイスアリーナにおいて次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)
<u>第8条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)	<u>第6条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)
<u>第9条</u> 指定管理者が管理するアイスアリーナの利用に係る料金（以下 <u>第6条の2</u> 指定管理者が管理するアイスアリーナの利用に係る料金（以下	

改正後	改正前
<p>「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</u></p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第3条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</u></p> <p>(使用料の減免)</p>
<p>第10条 市長 _____</p> <p>_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料(指定管理者が管理するアイスアリーナにあっては、<u>利用料金</u>。<u>次条</u>において同じ。)を減免することができる。ただし、ロッカーの使用料は、この限りではない。</p> <p>(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>(使用料の不還付)</p>	<p>第7条 市長 _____(指定管理者が管理するアイスアリーナにあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料(指定管理者が管理するアイスアリーナにあっては、<u>利用料金</u>。<u>以下次条までにおいて同じ。</u>)を減免することができる。ただし、ロッカーの使用料は、この限りではない。</p> <p>(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>(使用料の不還付)</p>
<p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりアイスアリーナを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりアイスアリーナを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p>
<p>第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>

改正後	改正前
<p><u>第13条</u> アイスアリーナの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p><u>第10条</u> アイスアリーナの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p><u>第14条</u> アイスアリーナの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>市長</u>が定める期限までに<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>	<p><u>第11条</u> アイスアリーナの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>が定める期限までに<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第15条</u> <u>市長</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>	<p><u>第12条</u> <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>
<p><u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>市長</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p><u>第13条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>教育委員会</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>
<p><u>第17条</u> 指定管理者の行うアイスアリーナの管理の基準は、次のとおりとする。</p>	<p><u>第14条</u> 指定管理者の行うアイスアリーナの管理の基準は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。	(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)	(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)
<u>第18条 アイスアリーナの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u>	<u>第15条 アイスアリーナの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u>
(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。	(1) <u>第3条第1項の許可を行うこと。</u>
(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。	(2) <u>第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u>
(3) 第5条第1項の許可を行うこと。	(3) <u>第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u>
(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。	(4) <u>第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはアイスアリーナからの退去を命ぜること。</u>
(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。	(5) <u>教育委員会規則で定めるところにより、開設期間又は使用時間を変更すること。</u>
(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはアイスアリーナからの退去を命ぜること。	(6) <u>教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。</u>
(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。	(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(8) 前各号に掲げるもののほか、アイスアリーナの管理に関すること。	(8) 前各号に掲げるもののほか、アイスアリーナの管理に関すること。
<u>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</u>	<u>2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u>
<u>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u>	<u>3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、</u>

改正後	改正前																																
(事業報告書の提出)	あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。																																
第19条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。	第16条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。																																
(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>市長</u> が必要があると認めた事項	(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>教育委員会</u> が必要があると認めた事項																																
(委任)	(委任)																																
第20条 この条例に定めるもののほか、 <u>アイスアリーナの管理に</u> 関し必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。 <省略>	第17条 この条例に定めるもののほか、 <u>第6条から第8条まで</u> について必要な事項は <u>市長</u> が、その他 <u>アイスアリーナの管理に</u> について必要な事項は <u>教育委員会</u> が定める。 <省略>																																
別表（第8条関係）	別表（第6条関係）																																
(1) 一般使用の場合の使用料	(1) 一般使用の場合の使用料																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>小学校児童及び中学校生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数使用（6回につき）</td> <td>2,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>定期使用（1冬期につ</td> <td>競技関係者</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	普通使用（1回につき）	500円	300円	200円	回数使用（6回につき）	2,500円	1,500円	1,000円	定期使用（1冬期につ	競技関係者	10,000円	6,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>小学校児童及び中学校生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数使用（6回につき）</td> <td>2,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>定期使用（1冬期につ</td> <td>競技関係者</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	普通使用（1回につき）	500円	300円	200円	回数使用（6回につき）	2,500円	1,500円	1,000円	定期使用（1冬期につ	競技関係者	10,000円	6,000円
区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒																														
普通使用（1回につき）	500円	300円	200円																														
回数使用（6回につき）	2,500円	1,500円	1,000円																														
定期使用（1冬期につ	競技関係者	10,000円	6,000円																														
区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒																														
普通使用（1回につき）	500円	300円	200円																														
回数使用（6回につき）	2,500円	1,500円	1,000円																														
定期使用（1冬期につ	競技関係者	10,000円	6,000円																														

改正後					改正前						
き)	その他の者	20,000円	12,000円	8,000円	き)	その他の者	20,000円	12,000円	8,000円		
備考											
1	この表は、冬期（専らアイススケート場として使用に供する期間をいう。次号の表において同じ。）の使用について適用する。				1	この表は、冬期（専らアイススケート場として使用に供する期間をいう。次号の表において同じ。）の使用について適用する。					
2	規則で定める日に規則で定める小学校児童及び中学校生徒が5人以上の団体で使用する場合におけるこの表の適用については、「200円」とあるのは、「100円」とする。				2	規則で定める日に規則で定める小学校児童及び中学校生徒が5人以上の団体で使用する場合におけるこの表の適用については、「200円」とあるのは、「100円」とする。					
3	「競技関係者」とは、 <u>市長</u> が定める体育団体に登録している者をいう。				3	「競技関係者」とは、 <u>教育委員会</u> が定める体育団体に登録している者をいう。					
(2)	貸切使用の場合の使用料				(2)	貸切使用の場合の使用料					
区分		午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時か ら午後9時 まで	区分		午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時か ら午後9時 まで		
冬期	アマチュアスポーツ に使用する場合	土曜日及び 休日	53,600円	54,600円	55,700円	アマチュアスポーツ に使用する場合	土曜日及び 休日	53,600円	54,600円	55,700円	
		その他の日	41,000円	42,000円	43,000円		その他の日	41,000円	42,000円	43,000円	
集会、展示会、式典 その他これらに類す る催しに使用する場 合		土曜日及び 休日	214,200 円	218,400 円	222,600円	集会、展示会、式典 その他これらに類す る催しに使用する場 合	土曜日及び 休日	214,200 円	218,400 円	222,600円	
		その他の日	163,800 円	168,000 円	172,200円		その他の日	163,800 円	168,000 円	172,200円	
音楽、芸能、スポー ツ等の興行に使用す る場合		土曜日及び 休日	267,800 円	273,000 円	278,300円	音楽、芸能、スポー ツ等の興行に使用す る場合	土曜日及び 休日	267,800 円	273,000 円	278,300円	
		その他の日	204,800 円	210,000 円	215,200円		その他の日	204,800 円	210,000 円	215,200円	
夏期	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全面 使用	土曜日及び 休日	16,800円	17,800円	18,900円	アマチュアス ポーツに使用 する場合	土曜日及び 休日	16,800円	17,800円	18,900円
			その他の日	12,600円	13,600円	14,700円		その他の日	12,600円	13,600円	14,700円

改正後

改正前

		半面 使用	土曜日及び 休日	8,400円	8,900円	9,400円
			その他の日	6,300円	6,800円	7,300円
集会，展示会，式典 その他これらに類する催しに使用する場合		土曜日及び 休日	168,000 円	178,500 円	189,000円	
		その他の日	126,000 円	136,500 円	147,000円	
音楽，芸能，スポーツ等の興行に使用する場合		土曜日及び 休日	201,600 円	214,200 円	226,800円	
		その他の日	151,200 円	163,800 円	176,400円	

		半面 使用	土曜日及び 休日	8,400円	8,900円	9,400円
			その他の日	6,300円	6,800円	7,300円
集会，展示会，式典 その他これらに類する催しに使用する場合		土曜日及び 休日	168,000 円	178,500 円	189,000円	
		その他の日	126,000 円	136,500 円	147,000円	
音楽，芸能，スポーツ等の興行に使用する場合		土曜日及び 休日	201,600 円	214,200 円	226,800円	
		その他の日	151,200 円	163,800 円	176,400円	

備考

- 1 「夏期」とは、冬期以外の期間をいう。
 2 「休日」とは、日曜日、祝日法による

休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。

- 3 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
 4 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
 5 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
 6 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表

備考

- 1 「夏期」とは、冬期以外の期間をいう。
 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
 3 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
 4 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
 5 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
 6 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表

改正後	改正前
<p>により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>7 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>8 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（<u>第8条第2項</u>の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>9 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>7 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>8 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（<u>第6条第2項</u>の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>9 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 (趣旨) 第1条 この条例は、文化会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市民の芸術文化の振興を図るため、文化会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡劇場</td><td>盛岡市松尾町3番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市都南文化会館</td><td>盛岡市永井24地割10番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市民文化ホール</td><td>盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市渋民文化会館</td><td>盛岡市玉山区渋民字鶴塚55番地</td></tr> </tbody> </table> <p>(使用時間) <u>第3条 文化会館の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する文化会館にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</u> (休館日) <u>第4条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</u> (1) 盛岡劇場、盛岡市都南文化会館及び盛岡市民文化ホール ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</p>	名称	位置	盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	盛岡市渋民文化会館	盛岡市玉山区渋民字鶴塚55番地	<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 (趣旨) 第1条 この条例は、文化会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市民の芸術文化の振興を図るため、文化会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡劇場</td><td>盛岡市松尾町3番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市都南文化会館</td><td>盛岡市永井24地割10番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市民文化ホール</td><td>盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市渋民文化会館</td><td>盛岡市玉山区渋民字鶴塚55番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	盛岡市渋民文化会館	盛岡市玉山区渋民字鶴塚55番地
名称	位置																				
盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号																				
盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1																				
盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号																				
盛岡市渋民文化会館	盛岡市玉山区渋民字鶴塚55番地																				
名称	位置																				
盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号																				
盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1																				
盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号																				
盛岡市渋民文化会館	盛岡市玉山区渋民字鶴塚55番地																				

改正後	改正前
<p>に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たる日を除く。）</p>	
<p>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	
<p>(2) 盛岡市渋民文化会館</p>	
<p>ア 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日）</p>	
<p>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	
<p>（使用の許可等）</p>	
<p>第5条 文化会館を使用しようとする者は、市長</p>	
<p>_____の許可を受けなければならぬ。</p>	
<p>2 市長は、文化会館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前項の許可をしないものとする。</p>	
<p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、文化会館の管理上適当でないとき。</p>	
<p>3 市長は、文化会館の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p>	
<p>（許可の取消し等）</p>	
<p>第6条 市長は、文化会館の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは文化会館からの退去を命ずることができる。</p>	
<p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに</p>	

改正後	改正前
該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)	該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)
<u>第7条</u> 使用者は、文化会館において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)	<u>第5条</u> 使用者は、文化会館において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)
<u>第8条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、前項に規定する使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。 (利用料金)	<u>第6条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、前項に規定する使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。 (利用料金)
<u>第9条</u> 指定管理者が管理する文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、 <u>第5条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。ただし、附属の設備に係る利用料金にあっては、前条第3項の規則で定める日までに支払わなければならない。 (使用料の減免)	<u>第6条の2</u> 指定管理者が管理する文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、 <u>第3条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。ただし、附属の設備に係る利用料金にあっては、前条第3項の規則で定める日までに支払わなければならない。 (使用料の減免)
<u>第10条</u> 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する文化会館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉	<u>第7条</u> 市長（指定管理者が管理する文化会館にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する文化会館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉

改正後	改正前
<p>の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p> <p><u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により文化会館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(損害賠償)</p> <p><u>第12条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(指定管理者による管理)</p> <p><u>第13条</u> 文化会館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(指定管理者の指定の手続)</p> <p><u>第14条</u> 文化会館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>市長</u>が定める期限までに<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 	<p>の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p> <p><u>第8条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により文化会館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(損害賠償)</p> <p><u>第9条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(指定管理者による管理)</p> <p><u>第10条</u> 文化会館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(指定管理者の指定の手続)</p> <p><u>第11条</u> 文化会館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>が定める期限までに<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

改正後	改正前
(指定等の告示)	(指定等の告示)
<p><u>第15条 市長</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p><u>第12条 教育委員会</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
(変更の届出)	(変更の届出)
<p><u>第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p><u>第13条 指定管理者は、その名称、住所その他教育委員会</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p>
(指定管理者による管理の基準)	(指定管理者による管理の基準)
<p><u>第17条 指定管理者の行う文化会館の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第14条 指定管理者の行う文化会館の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則_____等の規定に基づき、適正に管理すること。</p>	<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、<u>教育委員会規則</u>等の規定に基づき、適正に管理すること。</p>
<p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p>	<p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p>
(指定管理者の業務)	(指定管理者の業務)
<p><u>第18条 文化会館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第15条 文化会館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、使用時間を変更すること。</p>	<p>(1) <u>第3条第1項の許可を行うこと。</u></p>
<p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p>	<p>(2) <u>第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u></p>
<p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p>	<p>(3) <u>第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u></p>
<p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p>	<p>(4) <u>第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは文化会館からの退去を命ずること。</u></p>
<p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p>	<p>(5) <u>教育委員会規則で定めるところにより、使用時間を変更すること。</u></p>
<p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは文化会館からの退去を命ずること。</p>	

改正後	改正前
(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の管理に関すること。	(6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。 (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の管理に関すること。
2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。	
3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。	2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。 3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。
(事業報告書の提出) 第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。 (1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他市長が必要があると認めた事項 (委任)	(事業報告書の提出) 第16条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。 (1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他教育委員会が必要があると認めた事項 (委任)
第20条 この条例に定めるもののほか、 文化会館の管理に関し必要な事項は、市長 が定める。	第17条 この条例に定めるもののほか、第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他文化会館の管理について必要な事項は教育委員会が定める。

改正後							改正前								
<省略>							<省略>								
別表（第8条関係）							別表（第6条関係）								
(1) 盛岡劇場							(1) 盛岡劇場								
ア ホールの使用料							ア ホールの使用料								
区分			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで		
メインホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	10,800円	17,200円	19,500円	28,000円	36,700円	47,500円	10,800円	17,200円	19,500円	28,000円	36,700円	47,500円	
			その他の日	9,600円	13,100円	17,200円	22,700円	30,300円	39,900円						
500円未満の入場料を徴収する場合	500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	12,000円	19,500円	24,000円	31,500円	43,500円	55,500円	12,000円	19,500円	24,000円	31,500円	43,500円	55,500円	
			その他の日	10,800円	17,200円	20,600円	28,000円	37,800円	48,600円						
500円以上			土曜日及び	13,100円	20,600円	25,200円	33,700円	45,800円	58,900円	土曜日及び	13,100円	20,600円	25,200円	33,700円	45,800円

改正後										改正前																
1,000円未満の入場料を徴収する場合	び休日											1,000円未満の入場料を徴収する場合	び休日													
		その他の日	10,800円	18,300円	21,700円	29,100円	40,000円	50,800円	その他の日	10,800円	18,300円	21,700円	29,100円	40,000円	50,800円	その他の日	10,800円	18,300円	21,700円							
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	16,000円	21,700円	28,600円	37,700円	50,300円	66,300円									1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	16,000円	21,700円	28,600円	37,700円	50,300円	66,300円			
	その他の日	13,100円	19,500円	22,900円	32,600円	42,400円	55,500円									その他の日	13,100円	19,500円	22,900円	32,600円	42,400円	55,500円				
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	17,200円	22,900円	29,700円	40,100円	52,600円	69,800円									2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	17,200円	22,900円	29,700円	40,100円	52,600円	69,800円			
	その他の日	13,100円	20,600円	24,000円	33,700円	44,600円	57,700円									その他の日	13,100円	20,600円	24,000円	33,700円	44,600円	57,700円				
タウ	入場	土曜	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200	15,800	タウ	入場	土曜	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200	15,800	タウ	入場	土曜	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200	15,800

改正後									改正前									
ンホ ール	料を 徴収 しな い場 合	日及 び休 日					円	円	ンホ ール	料を 徴収 しな い場 合	日及 び休 日				円	円		
	その 他の 日	3, 200円	4, 400円	5, 700円	7, 600円	10, 100円	13, 300円			その 他の 日	3, 200円	4, 400円	5, 700円	7, 600円	10, 100円	13, 300円		
500円 未満 の入 場料	土曜 日及 び休 日	4, 000円	6, 500円	8, 000円	10, 500円	14, 500円	18, 500円			500円 未満 の入 場料	土曜 日及 び休 日	4, 000円	6, 500円	8, 000円	10, 500円	14, 500円	18, 500円	
を徴 収す る場 合	その 他の 日	3, 600円	5, 700円	6, 800円	9, 300円	12, 500円	16, 100円			を徴 収す る場 合	その 他の 日	3, 600円	5, 700円	6, 800円	9, 300円	12, 500円	16, 100円	
500円 以上 1, 000 円未 満の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	4, 400円	6, 800円	8, 400円	11, 200円	15, 200円	19, 600円			500円 以上 1, 000 円未 満の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	4, 400円	6, 800円	8, 400円	11, 200円	15, 200円	19, 600円	
	その 他の 日	3, 600円	6, 100円	7, 300円	9, 700円	13, 400円	17, 000円				その 他の 日	3, 600円	6, 100円	7, 300円	9, 700円	13, 400円	17, 000円	
1, 000 円以 上の 入場	土曜 日及 び休 日	5, 300円	7, 300円	9, 600円	12, 600円	16, 900円	22, 200円			1, 000 円以 上の 入場	土曜 日及 び休 日	5, 300円	7, 300円	9, 600円	12, 600円	16, 900円	22, 200円	

改正後							改正前								
料を徴収する場合	その他の日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円	料を徴収する場合	その他の日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、メインホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の、タウンホールについては、1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、メインホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の、タウンホールについては、1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時

改正後							改正前						
間に切り上げるものとする。							間に切り上げるものとする。						
7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。							7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。						
イ ホール以外の室の使用料							イ ホール以外の室の使用料						
区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで	区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
第1控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円	第1控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円
第2控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円	第2控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円
第1楽屋	680円	880円	1,030円	1,560円	1,910円	2,590円	第1楽屋	680円	880円	1,030円	1,560円	1,910円	2,590円
第2楽屋	910円	1,180円	1,500円	2,090円	2,680円	3,590円	第2楽屋	910円	1,180円	1,500円	2,090円	2,680円	3,590円
第3楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円	第3楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円
第4楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円	第4楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円
第1リハーサル室	1,610円	2,170円	2,730円	3,780円	4,900円	6,510円	第1リハーサル室	1,610円	2,170円	2,730円	3,780円	4,900円	6,510円
第2リハーサル室	910円	1,230円	1,550円	2,140円	2,780円	3,690円	第2リハーサル室	910円	1,230円	1,550円	2,140円	2,780円	3,690円
第1シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円	第1シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円
第2シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円	第2シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円
第3シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円	第3シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円

備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、

備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、

改正後								改正前							
正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。								正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。							
2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。								2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。							
(2) 盛岡市都南文化会館								(2) 盛岡市都南文化会館							
ア 大ホールの使用料								ア 大ホールの使用料							
区分		午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後9時30分まで	午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後9時30分まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	12,500円	18,300円	24,600円	30,800円	42,900円	55,400円	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	12,500円	18,300円	24,600円	30,800円	42,900円	55,400円
	その他の日	10,800円	16,000円	19,400円	26,800円	35,400円	46,200円		その他の日	10,800円	16,000円	19,400円	26,800円	35,400円	46,200円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	16,500円	25,100円	30,900円	41,600円	56,000円	72,500円	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	16,500円	25,100円	30,900円	41,600円	56,000円	72,500円
	その他の日	14,300円	20,600円	25,700円	34,900円	46,300円	60,600円		その他の日	14,300円	20,600円	25,700円	34,900円	46,300円	60,600円
1,000円以上	土曜日及び休日	21,700円	29,700円	38,400円	51,400円	68,100円	89,800円	1,000円以上	土曜日及び休日	21,700円	29,700円	38,400円	51,400円	68,100円	89,800円
3,000円	その他の	17,100	25,100	30,900	42,200	56,000	73,100	3,000円	その他の	17,100	25,100	30,900	42,200	56,000	73,100

改正後									改正前								
未満の入場料を徴収する場合	日	円	円	円	円	円	円	円	未満の入場料を徴収する場合	日	円	円	円	円	円	円	
3,000円以上	土曜日及び休日	25,100円	35,500円	45,200円	60,600円	80,700円	105,800円		3,000円以上	土曜日及び休日	25,100円	35,500円	45,200円	60,600円	80,700円	105,800円	
5,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	20,600円	29,700円	37,700円	50,300円	67,400円	88,000円		5,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	20,600円	29,700円	37,700円	50,300円	67,400円	88,000円	
5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,600円	41,800円	52,100円	70,400円	93,900円	122,500円		5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,600円	41,800円	52,100円	70,400円	93,900円	122,500円	
その他の日	24,000円	34,400円	43,500円	58,400円	77,900円	101,900円		その他の日	24,000円	34,400円	43,500円	58,400円	77,900円	101,900円			

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料

改正後	改正前
の額の7割に相当する額とする。	の額の7割に相当する額とする。
6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。	6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。	7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。
<省略>	<省略>

盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市屋内ゲートボール場条例 平成2年12月26日条例第35号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、屋内ゲートボール場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 屋内ゲートボール場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市屋内ゲートボール場</td><td>盛岡市前九年三丁目9番37号</td></tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 屋内ゲートボール場の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋内ゲートボール場にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるとときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 屋内ゲートボール場の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎月第3金曜日</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第5条 屋内ゲートボール場を使用しようとする者は、市長</p>	名称	位置	盛岡市屋内ゲートボール場	盛岡市前九年三丁目9番37号	<p>○盛岡市屋内ゲートボール場条例 平成2年12月26日条例第35号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、屋内ゲートボール場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 屋内ゲートボール場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市屋内ゲートボール場</td><td>盛岡市前九年三丁目9番37号</td></tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 屋内ゲートボール場を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋内ゲート</p>	名称	位置	盛岡市屋内ゲートボール場	盛岡市前九年三丁目9番37号
名称	位置								
盛岡市屋内ゲートボール場	盛岡市前九年三丁目9番37号								
名称	位置								
盛岡市屋内ゲートボール場	盛岡市前九年三丁目9番37号								

改正後	改正前
<p>の許可を受けなければならない。</p>	<p>ボール場にあっては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。)の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、屋内ゲートボール場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、屋内ゲートボール場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、屋内ゲートボール場の管理上適当でないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、屋内ゲートボール場の管理上適当でないとき。
<p>3 <u>市長</u>は、屋内ゲートボール場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>3 <u>教育委員会</u>は、屋内ゲートボール場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p>
<p>第6条 <u>市長</u>は、屋内ゲートボール場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋内ゲートボール場からの退去を命ずることができる。</p>	<p>第4条 <u>教育委員会</u>は、屋内ゲートボール場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋内ゲートボール場からの退去を命ずることができる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 <p>(禁止行為)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 <p>(禁止行為)</p>
<p>第7条 使用者は、屋内ゲートボール場において次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>第5条 使用者は、屋内ゲートボール場において次に掲げる行為をしてはならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 <p>(使用料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 <p>(使用料)</p>
<p>第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに500円を徴収</p>	<p>第6条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに500円を徴収</p>

改正後	改正前
する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金) <u>第9条</u> 指定管理者が管理する屋内ゲートボール場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。	する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金) <u>第6条の2</u> 指定管理者が管理する屋内ゲートボール場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。
2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、 <u>第5条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 (使用料の減免)	2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、 <u>第3条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 (使用料の減免)
<u>第10条 市長</u> _____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する屋内ゲートボール場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)	<u>第7条 市長</u> （指定管理者が管理する屋内ゲートボール場にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する屋内ゲートボール場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)
<u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により屋内ゲートボール場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)	<u>第8条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により屋内ゲートボール場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)
<u>第12条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、	<u>第9条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、

改正後	改正前
<p>損傷し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第13条</u> 屋内ゲートボール場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p><u>第14条</u> 屋内ゲートボール場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>市長</u>が定める期限までに<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p> <p><u>第15条</u> <u>市長</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p><u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>市長</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第10条</u> 屋内ゲートボール場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p><u>第11条</u> 屋内ゲートボール場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>が定める期限までに<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p> <p><u>第12条</u> <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p><u>第13条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>教育委員会</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p>

改正後	改正前
(指定管理者による管理の基準)	(指定管理者による管理の基準)
第17条 指定管理者の行う屋内ゲートボール場の管理の基準は、次のとおりとする。	第14条 指定管理者の行う屋内ゲートボール場の管理の基準は、次のとおりとする。
(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。	(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。	(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。
(指定管理者の業務)	(指定管理者の業務)
第18条 屋内ゲートボール場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。	第15条 屋内ゲートボール場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。
(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。	(1) 第3条第1項の許可を行うこと。
(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。	(2) 第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
(3) 第5条第1項の許可を行うこと。	(3) 第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。	(4) 第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋内ゲートボール場からの退去を命ずること。
(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。	(5) 教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。
(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋内ゲートボール場からの退去を命ずること。	(6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。
(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。	(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(8) 前各号に掲げるもののほか、屋内ゲートボール場の管理に関すること。 2. 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。	(8) 前各号に掲げるもののほか、屋内ゲートボール場の管理に関すること。 2. 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
3. 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。	2. 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

64

改正後	改正前
承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。	承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。 3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。
(事業報告書の提出) 第19条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。 (1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>市長</u> が必要があると認めた事項 (委任)	(事業報告書の提出) 第16条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。 (1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>教育委員会</u> が必要があると認めた事項 (委任)
第20条 この条例に定めるもののほか、 <u>室内ゲートボール場の管理に</u> 関し必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。 <省略>	第17条 この条例に定めるもののほか、第6条から第8条までについて必要な事項は <u>市長</u> が、その他 <u>室内ゲートボール場の管理に</u> について必要な事項は <u>教育委員会</u> が定める。 <省略>

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 (趣旨) 第1条 この条例は、体育館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 体育館を次表のとおり設置する。	○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 (趣旨) 第1条 この条例は、体育館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 体育館を次表のとおり設置する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡体育館</td><td>盛岡市上田三丁目17番60号</td></tr> <tr> <td>盛岡市都南体育館</td><td>盛岡市津志田14地割19番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市飯岡体育館</td><td>盛岡市下飯岡8地割86番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市乙部体育館</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市好摩体育館</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地48</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号	盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1	盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地	盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市好摩体育館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡体育館</td><td>盛岡市上田三丁目17番60号</td></tr> <tr> <td>盛岡市都南体育館</td><td>盛岡市津志田14地割19番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市飯岡体育館</td><td>盛岡市下飯岡8地割86番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市乙部体育館</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市好摩体育館</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地48</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号	盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1	盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地	盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市好摩体育館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48
名称	位置																								
盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号																								
盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1																								
盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地																								
盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1																								
盛岡市好摩体育館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48																								
名称	位置																								
盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号																								
盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1																								
盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地																								
盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1																								
盛岡市好摩体育館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48																								
<u>(開館時間)</u> <u>第3条 体育館の開館時間は、午前8時30分（盛岡体育館にあっては、午前9時）から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する体育館にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</u>																									
<u>(休館日)</u> <u>第4条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</u> (1) 毎月第3月曜日																									

改正後	改正前
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (使用の許可等)	(使用の許可等)
第5条 体育館を使用しようとする者は、市長	第3条 体育館を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する体育館にあっては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならぬ。
の許可を受けなければ ならない。	
2 市長は、体育館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上適当でないとき。	2 教育委員会は、体育館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上適當でないとき。
3 市長は、体育館の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)	3 教育委員会は、体育館の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)
第6条 市長は、体育館の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは体育館からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)	第4条 教育委員会は、体育館の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは体育館からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 (禁止行為)
第7条 使用者は、体育館において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。	第5条 使用者は、体育館において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

改正後	改正前
(使用料) <u>第8条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。	(使用料) <u>第6条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。
(利用料金) <u>第9条</u> 指定管理者が管理する体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、 <u>第5条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。	(利用料金) <u>第6条の2</u> 指定管理者が管理する体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、 <u>第3条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。
6 (使用料の減免) <u>第10条</u> 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する体育館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)	(使用料の減免) <u>第7条</u> 市長（指定管理者が管理する体育館にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する体育館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)
<u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により体育館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付する	<u>第8条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により体育館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付する

改正後	改正前
ことができる。 (損害賠償)	ことができる。 (損害賠償)
<u>第12条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、 <u>市長</u> の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。 (指定管理者による管理)	<u>第9条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、 <u>教育委員会</u> の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。 (指定管理者による管理)
<u>第13条</u> 体育館(好摩体育館を除く。次条、第17条及び第18条において同じ。)の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。 (指定管理者の指定の手続)	<u>第10条</u> 体育館(好摩体育館を除く。次条、第14条及び第15条において同じ。)の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。 (指定管理者の指定の手続)
<u>第14条</u> 体育館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、 <u>市長</u> が定める期限までに <u>市長</u> に申請しなければならない。 2 <u>市長</u> は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。 (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 (指定等の告示)	<u>第11条</u> 体育館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、 <u>教育委員会</u> が定める期限までに <u>教育委員会</u> に申請しなければならない。 2 <u>教育委員会</u> は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。 (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 (指定等の告示)
<u>第15条</u> <u>市長</u> は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。 (変更の届出)	<u>第12条</u> <u>教育委員会</u> は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。 (変更の届出)
<u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他 <u>市長</u> が定める事項に変	<u>第13条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他 <u>教育委員会</u> が定める事項に変

改正後	改正前
<p>更があったときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。 (指定管理者による管理の基準)</p> <p><u>第17条 指定管理者の行う体育館の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則_____等の規定に基づき、適正に管理すること。 (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務) <p><u>第18条 体育館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</u> (2) <u>第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</u> (3) <u>第5条第1項の許可を行うこと。</u> (4) <u>第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u> (5) <u>第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u> (6) <u>第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは体育館からの退去を命ずること。</u> (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理に関すること。 <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 指定管理者は、<u>第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おう</u></p>	<p>更があったときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。 (指定管理者による管理の基準)</p> <p><u>第14条 指定管理者の行う体育館の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、<u>教育委員会規則</u>等の規定に基づき、適正に管理すること。 (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務) <p><u>第15条 体育館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>第3条第1項の許可を行うこと。</u> (2) <u>第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u> (3) <u>第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u> (4) <u>第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは体育館からの退去を命ずること。</u> (5) <u>教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。</u> (6) <u>教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。</u> (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理に関すること。 <p>2 指定管理者は、<u>前項第2号から第4号</u>までのいずれかの行為を行おう</p>

改正後	改正前						
とするときは、あらかじめ、 <u>市長</u> の承認を受けなければならない。 承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。	とするときは、あらかじめ、 <u>教育委員会</u> の承認を受けなければならない。 承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。						
(事業報告書の提出)	3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、 <u>あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。</u>						
第19条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。	第16条 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。						
(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>市長</u> が必要があると認めた事項 (委任)	(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>教育委員会</u> が必要があると認めた事項 (委任)						
第20条 この条例に定めるもののほか、 _____体育館の管理に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。 <省略>	第17条 この条例に定めるもののほか、 <u>第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他体育館の管理について必要な事項は教育委員会が定める。</u> <省略>						
別表 (第8条関係) (1) 盛岡体育館 ア 貸切使用の場合の使用料	別表 (第6条関係) (1) 盛岡体育館 ア 貸切使用の場合の使用料						
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>土曜日及び休日 (1時間までごとに)</td> <td>土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)</td> </tr> </table>	区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>土曜日及び休日 (1時間までごとに)</td> <td>土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)</td> </tr> </table>	区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)
区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)					
区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)					

改正後							改正前						
	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで		午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	2,500円	3,000円	アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	2,500円	3,000円
控室		100円			100円		控室		100円			100円	
研修室			500円			500円	研修室			500円			500円
体力測定 室			500円			500円	体力測定 室			500円			500円

備考

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。
 - 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
 - アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
 - 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
 - 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合においては、使用時間1時間までごとに500円を暖房料として徴収する。
- <省略>

備考

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。
 - 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
 - アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
 - 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第6条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
 - 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合においては、使用時間1時間までごとに500円を暖房料として徴収する。
- <省略>

盛岡市弓道場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市弓道場条例 平成8年3月28日条例第23号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、弓道場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 弓道場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市弓道場</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番27号</td></tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 弓道場の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、 <u>市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理す る弓道場にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条 までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更する ことができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 弓道場の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要が あると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館す ることができる。</p> <p>(1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律 第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第5条 弓道場を使用しようとする者は、市長</p>	名称	位置	盛岡市弓道場	盛岡市加賀野四丁目18番27号	<p>○盛岡市弓道場条例 平成8年3月28日条例第23号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、弓道場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 弓道場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市弓道場</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番27号</td></tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 弓道場を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管</p>	名称	位置	盛岡市弓道場	盛岡市加賀野四丁目18番27号
名称	位置								
盛岡市弓道場	盛岡市加賀野四丁目18番27号								
名称	位置								
盛岡市弓道場	盛岡市加賀野四丁目18番27号								

改正後	改正前
<p>_____の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 市長_____は、弓道場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、弓道場の管理上適当でないとき。 <p>3 市長_____は、弓道場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)</p>	<p>理者（以下「指定管理者」という。）が管理する弓道場にあっては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、弓道場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、弓道場の管理上適当でないとき。 <p>3 教育委員会は、弓道場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)</p>
<p>第6条 市長_____は、弓道場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは弓道場からの退去を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 <p>（禁止行為）</p>	<p>第4条 教育委員会は、弓道場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは弓道場からの退去を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。 <p>（禁止行為）</p>
<p>第7条 使用者は、弓道場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 <p>（使用料）</p>	<p>第5条 使用者は、弓道場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為すること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 <p>（使用料）</p>
<p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)</p>	<p>第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 指定管理者が管理する弓道場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第5条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。 (使用料の減免)</p>	<p>第6条の2 指定管理者が管理する弓道場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第3条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。 (使用料の減免)</p>
<p>第10条 市長</p> <p>_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する弓道場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p>	<p>第7条 市長（指定管理者が管理する弓道場にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する弓道場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)</p>
<p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により弓道場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)</p>	<p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により弓道場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)</p>
<p>第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。 (指定管理者による管理)</p>	<p>第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。 (指定管理者による管理)</p>

改正後	改正前
<p><u>第13条</u> 弓道場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p><u>第10条</u> 弓道場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手續)</p>
<p><u>第14条</u> 弓道場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長_____が定める期限までに市長_____に申請しなければならない。</p> <p>2 市長_____は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p>	<p><u>第11条</u> 弓道場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第15条</u> 市長_____は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>	<p><u>第12条</u> 教育委員会は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>
<p><u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他市長_____が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長_____に届け出なければならない。</p> <p>2 市長_____は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p><u>第13条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他教育委員会が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>
<p><u>第17条</u> 指定管理者の行う弓道場の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則_____等の規定</p>	<p><u>第14条</u> 指定管理者の行う弓道場の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定</p>

改正後	改正前
<p>に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>	<p>に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>
<p><u>第18条 弓道場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</u></p> <p>(2) <u>第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</u></p> <p>(3) <u>第5条第1項の許可を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u></p> <p>(5) <u>第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u></p> <p>(6) <u>第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは弓道場からの退去を命ずること。</u></p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の管理に関すること。</p>	<p><u>第15条 弓道場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の許可を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u></p> <p>(4) <u>第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは弓道場からの退去を命ずること。</u></p> <p>(5) <u>教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。</u></p> <p>(6) <u>教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。</u></p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の管理に関すること。</p>
<p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>市長</u>の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p>
<p><u>第19条 指定管理者は、毎年度終了後、<u>市長</u>が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出</u></p>	<p><u>第16条 指定管理者は、毎年度終了後、<u>教育委員会</u>が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出</u></p>

改正後	改正前																		
<p>しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>市長</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>市長</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p>	<p>しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>教育委員会</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>教育委員会</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p>																		
<p>第20条 この条例に定めるもののほか、 弓道場の管理に<u>関し</u>必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p><省略></p>	<p>第17条 この条例に定めるもののほか、<u>第6条から第8条まで</u>について必要な事項は<u>市長</u>が、その他弓道場の管理について必要な事項は<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p><省略>則</p>																		
<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td> <td>500円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>一般使用 (1人1回につき)</td> <td>一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童 100円 50円</td> <td>120円 60円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円	一般使用 (1人1回につき)	一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童 100円 50円	120円 60円	<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td> <td>500円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>一般使用 (1人1回につき)</td> <td>一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童 100円 50円</td> <td>120円 60円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円	一般使用 (1人1回につき)	一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童 100円 50円	120円 60円
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																	
貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円																	
一般使用 (1人1回につき)	一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童 100円 50円	120円 60円																	
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																	
貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円																	
一般使用 (1人1回につき)	一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童 100円 50円	120円 60円																	
<p>備考</p> <p>1 貸切使用の場合において、射場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 貸切使用の場合において、射場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p>																		

改正後	改正前
<p>2 貸切使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p> <p>3 一般使用の場合において、2の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、午前9時から午後5時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p>	<p>2 貸切使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p> <p>3 一般使用の場合において、2の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、午前9時から午後5時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p>

盛岡市球技場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																	
<p>○盛岡市球技場条例 平成11年3月29日条例第29号 (趣旨) 第1条 この条例は、球技場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 球技場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡南公園球技場</td><td>盛岡市永井8地割65番地</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 球技場の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技場については、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開設期間</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンド</td><td>5月1日から11月30日まで</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>会議室及びウォーミングアップ室</td><td>通年</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr> </tbody> </table> <p>(休場日)</p> <p>第4条 球技場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。</p> <p>(1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律</p>	名称	位置	盛岡南公園球技場	盛岡市永井8地割65番地	区分	開設期間	使用時間	グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで	会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時まで	<p>○盛岡市球技場条例 平成11年3月29日条例第29号 (趣旨) 第1条 この条例は、球技場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 球技場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡南公園球技場</td><td>盛岡市永井8地割65番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡南公園球技場	盛岡市永井8地割65番地
名称	位置																	
盛岡南公園球技場	盛岡市永井8地割65番地																	
区分	開設期間	使用時間																
グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで																
会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時まで																
名称	位置																	
盛岡南公園球技場	盛岡市永井8地割65番地																	

改正後	改正前
<p>第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第5条 球技場を使用しようとする者は、市長</p> <p>_____の許可を受けなければ ならない。</p>	<p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 球技場を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技場にあっては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 市長_____は、球技場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、球技場の管理上適当でないとき。</p>	<p>2 教育委員会は、球技場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、球技場の管理上適當でないとき。</p>
<p>3 市長_____は、球技場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長_____は、球技場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは球技場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(禁止行為)</p>	<p>3 教育委員会は、球技場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第4条 教育委員会は、球技場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは球技場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(禁止行為)</p>
<p>第7条 使用者は、球技場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。</p>	<p>第5条 使用者は、球技場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。</p>

改正後	改正前
(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)	(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (使用料)
<u>第8条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。	<u>第6条</u> 使用者から別表に定める使用料を徴収する。
2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)	2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金)
<u>第9条</u> 指定管理者が管理する球技場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。	<u>第6条の2</u> 指定管理者が管理する球技場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。
2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。	2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
3 使用者は、 <u>第5条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 (使用料の減免)	3 使用者は、 <u>第3条第1項</u> の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 (使用料の減免)
<u>第10条</u> 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する球技場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。	<u>第7条</u> 市長（指定管理者が管理する球技場にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する球技場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。
(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。	(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。
(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)	(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 (使用料の不還付)
<u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により球技場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)	<u>第8条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により球技場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償)

改正後	改正前
<p><u>第12条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p><u>第9条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p><u>第13条</u> 球技場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p><u>第10条</u> 球技場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p><u>第14条</u> 球技場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>市長</u>が定める期限までに<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>	<p><u>第11条</u> 球技場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>が定める期限までに<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第15条</u> <u>市長</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>	<p><u>第12条</u> <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>
<p><u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>市長</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届</p>	<p><u>第13条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>教育委員会</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届</p>

改正後	改正前
<p>出があったときは、その旨を告示しなければならない。 (指定管理者による管理の基準)</p>	<p>出があったときは、その旨を告示しなければならない。 (指定管理者による管理の基準)</p>
<p><u>第17条 指定管理者の行う球技場の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第14条 指定管理者の行う球技場の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則_____等の規定に基づき、適正に管理すること。 (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>	<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、<u>教育委員会規則</u>等の規定に基づき、適正に管理すること。 (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p>
<p><u>第18条 球技場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第15条 球技場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1) <u>第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。</u> (2) <u>第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、又は休場すること。</u> (3) <u>第5条第1項の許可を行うこと。</u> (4) <u>第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u> (5) <u>第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u> (6) <u>第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは球技場からの退去を命ずること。</u> (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、球技場の管理に関すること。</p>	<p>(1) <u>第3条第1項の許可を行うこと。</u> (2) <u>第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u> (3) <u>第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u> (4) <u>第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは球技場からの退去を命ずること。</u> (5) <u>教育委員会規則で定めるところにより、開設期間又は使用時間を変更すること。</u> (6) <u>教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開場し、又は休場すること。</u> (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、球技場の管理に関すること。</p>
<p><u>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいづれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。</u></p>
<p><u>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいづれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>市長</u>の承認を受けなければならない。</u></p>	

改正後	改正前																		
承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。	承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。																		
(事業報告書の提出)	(事業報告書の提出)																		
<u>第19条</u> 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>市長</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>市長</u> に提出しなければならない。	<u>3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。</u> (事業報告書の提出)																		
(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>市長</u> が必要があると認めた事項 (委任)	<u>第16条</u> 指定管理者は、毎年度終了後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 <u>教育委員会</u> が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、 <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。 (1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他 <u>教育委員会</u> が必要があると認めた事項 (委任)																		
<u>第20条</u> この条例に定めるものほか、 <u>球技場の管理に</u> 関し必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	<u>第17条</u> この条例に定めるものほか、 <u>第6条から第8条まで</u> について必要な事項は <u>市長</u> が、 <u>その他球技場の管理について</u> 必要な事項は <u>教育委員会</u> が定める。																		
<省略>	<省略>																		
別表 (第8条関係)	別表 (第6条関係)																		
(1) グラウンドの使用料	(1) グラウンドの使用料																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合 (1面につき1時間まで)</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合 (1面につき1時間まで)	40,000円	20,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合 (1面につき1時間まで)</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合 (1面につき1時間まで)	40,000円	20,000円
区分	一般	高等学校生徒以下の者																	
料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	10,000円	5,000円																	
料金を徴収する場合 (1面につき1時間まで)	40,000円	20,000円																	
区分	一般	高等学校生徒以下の者																	
料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	10,000円	5,000円																	
料金を徴収する場合 (1面につき1時間まで)	40,000円	20,000円																	

改正後			改正前														
ごとに)			ごとに)														
備考			備考														
1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。			1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。														
2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。			2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。														
(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料			(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円	ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円	ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円	
区分	金額																
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円																
区分	金額																
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円																
備考 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。			備考 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。														
(3) 附属の設備の使用料			(3) 附属の設備の使用料														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備一式（1日につき）</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>移動式電光得点板（1日につき）</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	放送設備一式（1日につき）	1,000円	移動式電光得点板（1日につき）	1,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備一式（1日につき）</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>移動式電光得点板（1日につき）</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	放送設備一式（1日につき）	1,000円	移動式電光得点板（1日につき）	1,000円	
区分	金額																
放送設備一式（1日につき）	1,000円																
移動式電光得点板（1日につき）	1,000円																
区分	金額																
放送設備一式（1日につき）	1,000円																
移動式電光得点板（1日につき）	1,000円																

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。 (趣旨) 第1条 この条例は、野球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 野球場を次表のとおり設置する。	○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。 (趣旨) 第1条 この条例は、野球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 野球場を次表のとおり設置する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市営野球場</td><td>盛岡市東新庄一丁目8番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市太田橋野球場</td><td>盛岡市下厨川字稻荷向9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市渋民野球場</td><td>盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地14</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号	盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稻荷向9番地	盛岡市渋民野球場	盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地14	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市営野球場</td><td>盛岡市東新庄一丁目8番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市太田橋野球場</td><td>盛岡市下厨川字稻荷向9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市渋民野球場</td><td>盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地14</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号	盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稻荷向9番地	盛岡市渋民野球場	盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地14
名称	位置																
盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号																
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稻荷向9番地																
盛岡市渋民野球場	盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地14																
名称	位置																
盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号																
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稻荷向9番地																
盛岡市渋民野球場	盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地14																
<u>(開設期間及び使用時間)</u> 第3条 野球場の開設期間は、4月1日から10月31日までとする。 2 野球場の使用時間は、午前5時から午後7時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する野球場にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、開設期間又は使用時間を変更することができる。 <u>(休場日)</u> 第4条 野球場は、休場しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休場することができる。 <u>(使用の許可等)</u> 第5条 野球場を使用しようとする者は、市長	<u>(使用の許可等)</u> 第3条 野球場を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管																

改正後	改正前
<p>の許可を受けなければ ならない。</p>	<p>理者（以下「指定管理者」という。）が管理する野球場にあっては、指定管理者（以下次条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 市長は、野球場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、野球場の管理上適当でないとき。</p> <p>3 市長は、野球場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p>	<p>2 教育委員会は、野球場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、野球場の管理上適當でないとき。</p> <p>3 教育委員会は、野球場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p>
<p>第6条 市長は、野球場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは野球場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>（禁止行為）</p>	<p>第4条 教育委員会は、野球場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは野球場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>（禁止行為）</p>
<p>第7条 使用者は、野球場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。</p> <p>(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。</p> <p>（使用料）</p>	<p>第5条 使用者は、野球場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。</p> <p>(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。</p> <p>（使用料）</p>
<p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>（利用料金）</p>	<p>第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>（利用料金）</p>

改正後	改正前
<p><u>第9条</u> 指定管理者が管理する野球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第5条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</p> <p style="padding-left: 2em;">(使用料の減免)</p>	<p><u>第7条</u> 指定管理者が管理する野球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第3条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。</p> <p style="padding-left: 2em;">(使用料の減免)</p>
<p><u>第10条</u> 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する野球場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（當利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">(使用料の不還付)</p>	<p><u>第8条</u> 市長（指定管理者が管理する野球場にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する野球場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（當利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">(使用料の不還付)</p>
<p><u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により野球場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(損害賠償)</p>	<p><u>第9条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により野球場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(損害賠償)</p>
<p><u>第12条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長_____の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(指定管理者による管理)</p>	<p><u>第10条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(指定管理者による管理)</p>

改正後	改正前
<p><u>第13条</u> 野球場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p><u>第11条</u> 野球場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手續)</p>
<p><u>第14条</u> 野球場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>市長</u>が定める期限までに<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>	<p><u>第12条</u> 野球場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>が定める期限までに<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。 <p>(指定等の告示)</p>
<p><u>第15条</u> <u>市長</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>	<p><u>第13条</u> <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p>
<p><u>第16条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>市長</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p><u>第14条</u> 指定管理者は、その名称、住所その他<u>教育委員会</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>
<p><u>第17条</u> 指定管理者の行う野球場の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定</p>	<p><u>第15条</u> 指定管理者の行う野球場の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、<u>教育委員会規則</u>等の規定</p>

改正後	改正前
に基づき、適正に管理すること。	に基づき、適正に管理すること。
(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)	(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)
<u>第18条 野球場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u>	<u>第16条 野球場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u>
(1) <u>第3条第3項の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。</u>	
(2) <u>第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。</u>	
(3) <u>第5条第1項の許可を行うこと。</u>	
(4) <u>第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</u>	
(5) <u>第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</u>	
(6) <u>第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは野球場からの退去を命ずること。</u>	
(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。	
(8) 前各号に掲げるもののほか、野球場の管理に関すること。	
2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。	2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。
3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。	3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。
(事業報告書の提出)	(事業報告書の提出)

改正後	改正前																																														
<p>第19条 指定管理者は、毎年度終了後、<u>市長</u>が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>市長</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>市長</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p>	<p>第17条 指定管理者は、毎年度終了後、<u>教育委員会</u>が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>教育委員会</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>教育委員会</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p>																																														
<p>第20条 この条例に定めるもののほか、<u>野球場の管理</u>に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p><省略></p>	<p>第18条 この条例に定めるもののほか、<u>第6条から第9条まで</u>について必要な事項は<u>市長</u>が、その他<u>野球場の管理</u>について必要な事項は<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p><省略></p>																																														
<p>別表 (第8条関係)</p> <p>(1) 盛岡市営野球場 ア グラウンドの使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア野球に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>500円</td> <td>3,600円</td> <td>600円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>150円</td> <td>1,100円</td> <td>180円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日		1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	500円	3,600円	600円	4,400円			高等学校生徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円	<p>別表 (第6条関係)</p> <p>(1) 盛岡市営野球場 ア グラウンドの使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア野球に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>500円</td> <td>3,600円</td> <td>600円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>150円</td> <td>1,100円</td> <td>180円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日		1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	500円	3,600円	600円	4,400円			高等学校生徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円
区分		土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日																																											
	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに																																											
料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	500円	3,600円	600円	4,400円																																									
		高等学校生徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円																																									
区分	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日																																												
	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに																																											
料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	500円	3,600円	600円	4,400円																																									
		高等学校生徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円																																									

改正後							改正前						
	その他の催しに使用する場合		2,000円	14,400円	2,400円	17,600円		その他の催しに使用する場合		2,000円	14,400円	2,400円	17,600円
料金を徴収する場合	アマチュ	一般	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円	料金を徴収する場合	アマチュ	一般	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円
	ア野球に	高等学校生徒以下の者	600円	4,400円	720円	5,200円		ア野球に	高等学校生徒以下の者	600円	4,400円	720円	5,200円
	その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の300人分に相当する額（その額が125,000円に満たない場合は、125,000円）	1日までごとに1日の最高入場料の300人分に相当する額（その額が167,000円に満たない場合は、167,000円）				その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の300人分に相当する額（その額が125,000円に満たない場合は、125,000円）	1日までごとに1日の最高入場料の300人分に相当する額（その額が167,000円に満たない場合は、167,000円）				

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。
 - イ スコアボードの使用料 1試合につき 500円
 - ウ 拡声装置の使用料 1回につき 1,000円
- (2) 盛岡市太田橋野球場のグラウンドの使用料 1面につき 1時間までごとに 200円
- (3) 盛岡市渋民野球場

区分	土曜日及び休日以	土曜日及び休日
----	----------	---------

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。
 - イ スコアボードの使用料 1試合につき 500円
 - ウ 拡声装置の使用料 1回につき 1,000円
- (2) 盛岡市太田橋野球場のグラウンドの使用料 1面につき 1時間までごとに 200円
- (3) 盛岡市渋民野球場

区分	土曜日及び休日以	土曜日及び休日
----	----------	---------

改正後						改正前						
			外の日						外の日			
料金を 徴収し ない場 合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般	1時間ま でごとに	1日まで ごとに	1時間ま でごとに	1日まで ごとに	料金を 徴収し ない場 合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般	1時間ま でごとに	1日まで ごとに	1時間ま でごとに
		高等学校生 徒以下の者	100円	670円	150円	1,000円			高等学校生 徒以下の者	100円	670円	150円
		その他の催しに使用 する場合	1,050円	6,720円	1,360円	8,730円			その他の催しに使用 する場合	1,050円	6,720円	1,360円
料金を 徴収す る場合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般	840円	5,360円	1,260円	8,060円	料金を 徴収す る場合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般	840円	5,360円	1,260円
		高等学校生 徒以下の者	420円	2,680円	630円	4,030円			高等学校生 徒以下の者	420円	2,680円	630円
		その他の催しに使用 する場合	1日までごとに1 日の最高入場料の 100人分に相当する 額(その額が52,500 円に満たない場合 は、52,500円)	1日までごとに1 日の最高入場料の 100人分に相当する 額(その額が63,000 円に満たない場合 は、63,000円)	1日までごとに1 日の最高入場料の 100人分に相当する 額(その額が52,500 円に満たない場合 は、52,500円)	その他の催しに使用 する場合		1日までごとに1 日の最高入場料の 100人分に相当する 額(その額が52,500 円に満たない場合 は、52,500円)	1日までごとに1 日の最高入場料の 100人分に相当する 額(その額が63,000 円に満たない場合 は、63,000円)	1日までごとに1 日の最高入場料の 100人分に相当する 額(その額が52,500 円に満たない場合 は、52,500円)		

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																							
<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 (趣旨) 第1条 この条例は、運動公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 運動公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市渋民運動公園</td><td>盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 運動公園のうち野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館、屋内相撲場及びB & G海洋センタープール(以下「有料公園施設」という。)の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する運動公園にあっては、指定管理者。以下次条、第6条から第8条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開設期間</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場、陸上競技場</td><td>通年</td><td>午前8時から午後9時</td></tr> <tr> <td>テニスコート、総合体育館及び屋内相撲場</td><td></td><td>まで</td></tr> <tr> <td>B & G海洋センター</td><td>6月1日から9月30日</td><td>午前9時から午後9時</td></tr> <tr> <td>プール</td><td>まで</td><td>まで</td></tr> </tbody> </table> <p>(休場日等)</p>	名称	位置	盛岡市渋民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1	区分	開設期間	使用時間	野球場、陸上競技場	通年	午前8時から午後9時	テニスコート、総合体育館及び屋内相撲場		まで	B & G海洋センター	6月1日から9月30日	午前9時から午後9時	プール	まで	まで	<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 (趣旨) 第1条 この条例は、運動公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 運動公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市渋民運動公園</td><td>盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市渋民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1
名称	位置																							
盛岡市渋民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1																							
区分	開設期間	使用時間																						
野球場、陸上競技場	通年	午前8時から午後9時																						
テニスコート、総合体育館及び屋内相撲場		まで																						
B & G海洋センター	6月1日から9月30日	午前9時から午後9時																						
プール	まで	まで																						
名称	位置																							
盛岡市渋民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1																							

改正後	改正前
<p>第4条 有料公園施設の休場日及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、若しくは開館し、又はこれら以外の日に臨時に休場し、若しくは休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(禁止行為)</p>	
<p>第5条 運動公園においては、次に掲げる行為（_____有料公園施設にあっては、第8号の行為を除く。）をしてはならない。</p> <p>(1) 運動公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。</p> <p>(4) 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。</p> <p>(5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(6) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用すること。</p> <p>(7) 指定した立入禁止区域内に立ち入ること。</p> <p>(8) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。</p> <p>(9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。</p> <p>（有料公園施設）</p>	<p>第3条 運動公園においては、次に掲げる行為（<u>次条の</u>有料公園施設にあっては、第8号の行為を除く。）をしてはならない。</p> <p>(1) 運動公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土石、樹木等の物件を堆（たい）積すること。</p> <p>(4) 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。</p> <p>(5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(6) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用すること。</p> <p>(7) 指定した立入禁止区域内に立ち入ること。</p> <p>(8) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。</p> <p>(9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。</p> <p>（有料公園施設）</p>
<p>第6条 有料公園施設を使用しようとする者は、市長</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 市長_____は、有料公園施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると</p>	<p>第4条 運動公園のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館、屋内相撲場及びB&G海洋センターパールとする。</p> <p>2 有料公園施設を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する運動公園にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、有料公園施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると</p>

改正後	改正前
認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上適当でないとき。	認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上適当でないとき。
<u>3 市長</u> は、有料公園施設の管理上必要があると認めたときは、 <u>第1項</u> の許可に条件を付することができる。 (行為の制限)	<u>4 教育委員会</u> は、有料公園施設の管理上必要があると認めたときは、 <u>第2項</u> の許可に条件を付することができる。 (行為の制限)
<u>第7条 運動公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u> (1) 物品を販売し、又は頒布すること。 (2) 業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。 (3) 音楽、芸能等の興行を行うこと。 (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために運動公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。 (6) 有料公園施設において、印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。	<u>第5条 運動公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</u> (1) 物品を販売し、又は頒布すること。 (2) 業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。 (3) 音楽、芸能等の興行を行うこと。 (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために運動公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。 (6) 有料公園施設において、印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
<u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。</u> (許可の取消し等)	<u>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の許可について準用する。</u> (許可の取消し等)
<u>第8条 市長</u> は、運動公園の管理上必要があると認めたとき又は <u>第6条第1項</u> 若しくは前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>第6条第3項</u> （前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくは運動公園からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により <u>第6条第1項</u> 又は前条第1項の許可を受けたとき。	<u>第6条 教育委員会</u> は、運動公園の管理上必要があると認めたとき又は <u>第4条第2項</u> 若しくは前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>第4条第4項</u> （前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくは運動公園からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により <u>第4条第2項</u> 又は前条第1項の許可を受けたとき。

改正後	改正前
<p>(3) <u>第6条第1項</u>又は前条第1項の許可を受けた後において<u>第6条第2項各号</u>（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) <u>第6条第3項</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条 第6条第1項</u>の許可を受けた者から別表第1、<u>第7条第1項</u>の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第10条</u> 指定管理者が管理する運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第6条第1項</u>又は<u>第7条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>(3) <u>第4条第2項</u>又は前条第1項の許可を受けた後において<u>第4条第3項各号</u>（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) <u>第4条第4項</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条 第4条第2項</u>の許可を受けた者から別表第1、<u>第5条第1項</u>の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第8条</u> 指定管理者が管理する運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、<u>第4条第2項</u>又は<u>第5条第1項</u>の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p>
<p><u>第11条 市長</u> _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する運動公園にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると</p>	<p><u>第9条 市長</u>（指定管理者が管理する運動公園にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する運動公園にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると</p>

改正後	改正前
認めたとき。 (使用料の不還付)	認めたとき。 (使用料の不還付)
<u>第12条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すること ができる理由により運動公園を使用することができなかつたときその他 特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付す ることができる。	<u>第10条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すこと ができる理由により運動公園を使用することができなかつたときその他 特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付す ことができる。
（損害賠償）	（損害賠償）
<u>第13条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、 損傷し、又は亡失したときは、 <u>市長</u> の指示するところにより原状に 回復し、又は損害を賠償しなければならない。	<u>第11条</u> 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、 損傷し、又は亡失したときは、 <u>教育委員会</u> の指示するところにより原状に 回復し、又は損害を賠償しなければならない。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
<u>第14条</u> 運動公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次 条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指 定できるものがなかつたときは、この限りでない。	<u>第12条</u> 運動公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次 条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指 定できるものがなかつたときは、この限りでない。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
<u>第15条</u> 運動公園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を 受けようとするものは、 <u>市長</u> が定める期限までに <u>市長</u> に申請 しなければならない。	<u>第13条</u> 運動公園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を 受けようとするものは、 <u>教育委員会</u> が定める期限までに <u>教育委員会</u> に申請 しなければならない。
2 <u>市長</u> は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、 その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。	2 <u>教育委員会</u> は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、 その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。
（1）市民の平等な使用が確保されること。 （2）サービスの向上が図られること。 （3）管理に係る経費の縮減が図られること。 （4）事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能 力及び物的能力を有すること。	（1）市民の平等な使用が確保されること。 （2）サービスの向上が図られること。 （3）管理に係る経費の縮減が図られること。 （4）事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能 力及び物的能力を有すること。
（指定等の告示）	（指定等の告示）
<u>第16条</u> <u>市長</u> は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知を したとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、	<u>第14条</u> <u>教育委員会</u> は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知を したとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、

改正後	改正前
<p>若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(変更の届出)</p>	<p>(変更の届出)</p>
<p>第17条 指定管理者は、その名称、住所その他<u>市長</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第15条 指定管理者は、その名称、住所その他<u>教育委員会</u>が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p>(指定管理者による管理の基準)</p>
<p>第18条 指定管理者の行う運動公園の管理の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条 指定管理者の行う運動公園の管理の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p>	<p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、<u>教育委員会規則</u>等の規定に基づき、適正に管理すること。</p>
<p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p>	<p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p>
<p>(指定管理者の業務)</p>	<p>(指定管理者の業務)</p>
<p>第19条 運動公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p>	<p>第17条 運動公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。</p>	<p>(1) 第4条第2項又は第5条第1項の許可を行うこと。</p>
<p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、若しくは開館し、又は臨時に休場し、若しくは休館すること。</p>	<p>(2) 第4条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第5条第1項の許可をしないこと。</p>
<p>(3) 第6条第1項又は第7条第1項の許可を行うこと。</p>	<p>(3) 第4条第4項の規定に基づき、同条第2項又は第5条第1項の許可に条件を付すること。</p>
<p>(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項又は第7条第1項の許可をしないこと。</p>	<p>(4) 第6条の規定に基づき、第4条第2項若しくは第5条第1項の許可を取り消し、第4条第4項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは運動公園からの退去を命ずること。</p>
<p>(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第7条第1項の許可に条件を付すること。</p>	<p>(5) 教育委員会規則で定めるところにより、開設期間又は使用時間を変</p>
<p>(6) 第8条の規定に基づき、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、第6条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは運動公園からの退去を命ずること。</p>	

改正後	改正前
	<p><u>更すること。</u></p> <p>(6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開場し、又は休場すること。</p>
<p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>市長</u>の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>	<p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、<u>前項第2号から第4号</u>までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、<u>第1項第5号又は第6号</u>の行為を行おうとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p>
(事業報告書の提出)	(事業報告書の提出)
<p>第20条 指定管理者は、毎年度終了後、<u>市長</u>が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>市長</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 有料公園施設の使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>市長</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、<u>運動公園の管理</u>に関し必要な事項は、<u>市長</u></p>	<p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、<u>教育委員会</u>が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、<u>教育委員会</u>が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 有料公園施設の使用者の数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他<u>教育委員会</u>が必要があると認めた事項 (委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、<u>第7条から第10条まで</u>について必要な事項は<u>市長</u>が、その他運動公園の管理について必要な事項は<u>教育委員会</u></p>

改正後						改正前							
が定める。 ＜省略＞						が定める。 ＜省略＞							
別表第1（第9条関係）						別表第1（第7条関係）							
(1) 野球場						(1) 野球場							
区分			使用料						区分				
			土曜日及び休日		その他の日		土曜日及び休日		その他の日		土曜日及び休日		
			1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	
料金を徴収しない場合	アマチュア	一般	520円	3,360円	310円	2,000円	料金を徴収しない場合	アマチュア	一般	520円	3,360円	310円	2,000円
	ア野球に使用する場合	高等学校生徒以下の者	260円	1,680円	150円	1,000円		ア野球に使用する場合	高等学校生徒以下の者	260円	1,680円	150円	1,000円
	その他の催しに使用する場合		1,360円	8,730円	1,050円	6,720円		その他の催しに使用する場合		1,360円	8,730円	1,050円	6,720円
料金を徴収する場合	アマチュア	一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円	料金を徴収する場合	アマチュア	一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円
	ア野球に使用する場合	高等学校生徒以下の者	840円	5,370円	520円	3,360円		ア野球に使用する場合	高等学校生徒以下の者	840円	5,370円	520円	3,360円
	その他の催しに使用する場合		1日までごとに100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	1日までごとに100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	1日までごとに100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	1日までごとに100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）		その他の催しに使用する場合		1日までごとに100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	1日までごとに100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	1日までごとに100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	1日までごとに100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料

改正後				改正前				
金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。				金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。				
2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律_____に規定する休日をいう。				2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。				
3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。				3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。				
(2) 陸上競技場				(2) 陸上競技場				
区分		使用料		区分		使用料		
		1時間までごとに		1時間までごとに		1日までごとに		
料金を徴 収しない 場合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	310円	2,300円	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	310円	2,300円
	徒以下の者	高等学校生	150円	1,150円	徒以下の者	高等学校生	150円	1,150円
	個人で使用す る場合 (1人 につき)	一般	100円	—	個人で使用す る場合 (1人 につき)	一般	100円	—
	徒以下の者	高等学校生	50円	—	徒以下の者	徒以下の者	50円	—
	その他の催しに使用する 場合	730円	5,400円	その他の催しに使用する 場合	730円	5,400円		
料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	880円	6,510円	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	880円	6,510円
	徒以下の者	高等学校生	630円	4,660円	徒以下の者	高等学校生	630円	4,660円
	その他の催しに使用する 場合	1日までごとに1日の最高入場 料の200人分に相当する額 (その 額が52,500円に満たない場合は, 52,500円)		その他の催しに使用する 場合	1日までごとに1日の最高入場 料の200人分に相当する額 (その 額が52,500円に満たない場合は, 52,500円)			
備考 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。				備考 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。				

改正後				改正前					
(3) テニスコート				(3) テニスコート					
区分	使用料			区分	使用料				
	単位	一般	高等学校生 徒以下の者		単位	一般	高等学校生 徒以下の者		
料金を徴収しない場 合	1面につき1時間まで ごとに	210円	100円	料金を徴収しない場 合	1面につき1時間まで ごとに	210円	100円		
料金を徴収する場合	1面につき1時間まで ごとに	620円	310円	料金を徴収する場合	1面につき1時間まで ごとに	620円	310円		
(4) 総合体育館				(4) 総合体育館					
ア 貸切使用の場合の使用料				ア 貸切使用の場合の使用料					
区分			1時間まで ごとに	区分			1時間まで ごとに		
アリーナ	料金を徴 収しない 場合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	1,040円	6,720円	アマチュア競 技に使用する 場合	1,040円		
			高等学校生 徒以下の者	520円	3,360円	高等学校生 徒以下の者	520円		
		その他の催しに使用する 場合		1,680円	10,750円	その他の催しに使用する 場合	1,680円		
柔剣道場	料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	2,300円	14,780円	アマチュア競 技に使用する 場合	2,300円		
			高等学校生 徒以下の者	1,150円	7,390円	高等学校生 徒以下の者	1,150円		
		その他の催し に使用する場 合	営利を目的 としない場 合	4,200円	26,880円	営利を目的 としない場 合	4,200円		
			営利を目的 とする場合	8,400円	53,760円	営利を目的 とする場合	8,400円		
アマチュア競技に使 用する場合			一般	420円	2,680円	一般	420円		
			高等学校生	210円	1,340円	高等学校生	210円		

改正後

	徒以下の者		
その他の催しに使用する場合	630円	4,030円	
多目的ホール アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,000円
	高等学校生徒以下の者	150円	1,000円
	徒以下の者		
その他の催しに使用する場合	470円	3,020円	
会議室及び談話室	100円	—	
遊戯室	一般	210円	1,340円
	高等学校生徒以下の者	100円	670円
	徒以下の者		

備考

- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 照明を使用する場合又は暖房を使用する場合は、規則で定める照明料又は暖房料を徴収する。

イ 一般使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円
トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円
柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円

改正前

	徒以下の者		
その他の催しに使用する場合	630円	4,030円	
多目的ホール アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,000円
	高等学校生徒以下の者	150円	1,000円
	徒以下の者		
その他の催しに使用する場合	470円	3,020円	
会議室及び談話室	100円	—	
遊戯室	一般	210円	1,340円
	高等学校生徒以下の者	100円	670円
	徒以下の者		

備考

- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 照明を使用する場合又は暖房を使用する場合は、規則で定める照明料又は暖房料を徴収する。

イ 一般使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円
トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円
柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円

改正後

多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円
更衣室	1人1回につき	100円	100円

改正前

多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円
更衣室	1人1回につき	100円	100円

(5) 屋内相撲場

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円

イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円

(6) B & G海洋センタープール

区分	使用料（1人1回につき）		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで
一般	210円	210円	310円
高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円

(5) 屋内相撲場

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円

イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円

(6) B & G海洋センタープール

区分	使用料（1人1回につき）		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで
一般	210円	210円	310円
高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円

別表第2（第9条関係）

区分	使用料		
	単位	金額	
物品を販売し、又は頒布するこ と。	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	840円
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	260円

別表第2（第7条関係）

区分	使用料		
	単位	金額	
物品を販売し、又は頒布するこ と。	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	840円
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	260円

改正後			改正前		
業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為	撮影機 1台 1日までごとに	90円	業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為	撮影機 1台 1日までごとに	90円
音楽、芸能等の興行	1日までごとに	5,100円	音楽、芸能等の興行	1日までごとに	5,100円
集会、展示会その他これらに類する催し	1日までごとに	1,360円	集会、展示会その他これらに類する催し	1日までごとに	1,360円

盛岡市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市スポーツ推進審議会条例 平成23年 月 日条例第 号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、<u>市長</u>の附属機関として盛岡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>市長</u>（学校における体育に関する事項にあっては、<u>教育委員会</u>）の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の中から<u>市長</u>が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 知識経験を有する者 (2) スポーツ基本法第2条第2項のスポーツ団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、<u>市長</u>が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p>	<p>○盛岡市スポーツ推進審議会条例 平成23年 月 日条例第 号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、<u>教育委員会</u>の附属機関として盛岡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の中から<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 知識経験を有する者 (2) スポーツ基本法第2条第2項のスポーツ団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、<u>教育委員会</u>が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p>

改正後	改正前
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)	3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
第6条 審議会の庶務は、 <u>市民部</u> において処理する。 (委任)	第6条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会事務局</u> において処理する。 (委任)
第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。	第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附 則	附 則
この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。

議案第 139 号

盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

現行の道路占用料は、平成18年度の地価水準を算定の基礎とした道路法施行令に規定する占用料に準じたものであるが、今般平成21年度の地価水準による見直しが行われ、道路法施行令が一部改正されたことに準じ、盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例で規定する占用料の額を改定するほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 道路占用料の額の改定について

道路占用料単価（電柱、ガス管及び上下水道管等）を8～16%程度引き下げる。

(2) 法定外道路条例の規定の整理について

道路占用料徴収条例との整合を図るため、占用料の額について定めた別表を削り、道路占用料徴収条例の規定を準用することとする。

3 施行期日

平成24年4月1日

【第1条】盛岡市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後		改正前		
○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 <省略> 附 則(平成 年条例第 号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。		○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 <省略>		
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
占用物件	単位	占用料(円)	占用物件	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第1種電柱	
	第2種電柱		1本につき1年	630
	第3種電柱			970
	第1種電話柱			1,300
	第2種電話柱			560
	第3種電話柱			900
	その他の柱類			1,200
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	その他の柱類	56
	地下に設ける電線その他の線類			6
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	共架電線その他上空に設ける線類	3
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	地下に設ける電線その他の線類	550
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	路上に設ける変圧器	340
			地下に設ける変圧器	1,100
			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	

改正後				改正前			
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420		郵便差出箱及び信書便差出箱		470
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340
	外径が1メートル以上のもの		600		外径が1メートル以上のもの		670
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルに	1,000		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルに	1,100

改正後					改正前				
法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	地下街及び地 下室	階数が1の もの	つき1年	Aに0.004 を乗じて得 た額	法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	地下街及び地 下室	階数が1の もの	つき1年	Aに0.004 を乗じて得 た額
		階数が2の もの		Aに0.007 を乗じて得 た額		階数が2の もの	Aに0.006 を乗じて得 た額		
		階数が3以 上のもの		Aに0.008 を乗じて得 た額		階数が3以 上のもの	Aに0.008 を乗じて得 た額		
		上空に設ける通路		1,000		上空に設ける通路	1,000		
		地下に設ける通路		610		地下に設ける通路	600		
		その他のもの		1,000		その他のもの	1,100		
		祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日		祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	占用面積1平 方メートルに つき1日		
法第32条第 1項第6号 に掲げる施 設		その他のもの	つき1月	占用面積1平 方メートルに つき1月	法第32条第 1項第6号 に掲げる施 設	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1月	20	20
		看板(アーチで あるものを除 く。)		表示面積1平 方メートルに つき1月			看板(アーチで あるものを除 く。)		
		その他のも の		表示面積1平 方メートルに つき1年			その他のも の		
		標識		1本につき1 年			標識		
		旗ざお		1本につき1 日			旗ざお		
		祭礼、縁日そ の他の催し		20			祭礼、縁日そ の他の催し		

改正後					改正前				
		に際し、一時的に設けるもの					に際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	200			その他のもの	1本につき1月	200
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20		幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
		その他のもの		1,000			その他のもの		1,000
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200		政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				100	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				110
政令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額		政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額			その他のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	

改正後		改正前	
場		場	
政令第7条 第9号に掲 げる応急仮 設建築物	上空, トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設けるも の その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得 た額 Aに <u>0.028</u> を乗じて得 た額 Aに <u>0.028</u> を乗じて得 た額	上空, トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設けるも の その他のもの
政令第7条第10号に掲げる器具		政令第7条第9号に掲げる器具	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しく

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しく

改正後	改正前
<p>は長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算する。</p>	<p>は長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算する。</p>

【第2条】盛岡市法定外道路条例新旧対照表

改正後	改正前																											
<p>○盛岡市法定外道路条例 平成14年12月26日条例第40号 <省略></p> <p>(占用料) 第9条 第4条第1項第1号の占用に係る許可（以下「占用許可」という。）を受けた者から_____占用料を徴収する。<u>この場合における占用料の額については、盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）第2条の規定を準用する。</u></p>	<p>○盛岡市法定外道路条例 平成14年12月26日条例第40号 <省略></p> <p>(占用料) 第9条 第4条第1項第1号の占用に係る許可（以下「占用許可」という。）を受けた者から<u>別表に定める</u>占用料を徴収する。</p>																											
<p>2 占用料は、納入通知書により徴収する。この場合において、占用許可の期間が翌年度以降にわたるときは、各年度ごとに当該年度分を徴収する。 <省略></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、占用の目的となる施設又は工作物その他の物件（以下「占用物件」という。）が水道、下水道、ガス、電気、電話等の宅内引込用の管又は線及び水路に排水するための排水管であるときは、占用料を徴収しない。</p> <p>3 占用料は、納入通知書により徴収する。この場合において、占用許可の期間が翌年度以降にわたるときは、各年度ごとに当該年度分を徴収する。 <省略></p>																											
	<p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">占用料（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td>1本につき1年</td><td>630</td></tr> <tr> <td>第1種電柱</td><td></td><td>970</td></tr> <tr> <td>第2種電柱</td><td></td><td>1,300</td></tr> <tr> <td>第3種電柱</td><td></td><td>560</td></tr> <tr> <td>第1種電話柱</td><td></td><td>900</td></tr> <tr> <td>第2種電話柱</td><td></td><td>1,200</td></tr> <tr> <td>第3種電話柱</td><td></td><td>56</td></tr> <tr> <td>その他の柱類</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	占用物件	単位	占用料（円）	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	630	第1種電柱		970	第2種電柱		1,300	第3種電柱		560	第1種電話柱		900	第2種電話柱		1,200	第3種電話柱		56	その他の柱類		
占用物件	単位	占用料（円）																										
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	630																										
第1種電柱		970																										
第2種電柱		1,300																										
第3種電柱		560																										
第1種電話柱		900																										
第2種電話柱		1,200																										
第3種電話柱		56																										
その他の柱類																												

改正後	改正前	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年 6
	地下に設ける電線その他 の線類	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年 550
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルに つき 1 年 340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年 1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱	
	広告塔	表示面積 1 平方メートルに つき 1 年 2,000
	法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの 長さ 1 メートル ルにつき 1 年 24
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの 34
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの 51
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの 67
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの 100
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの 130

改正後	改正前		
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		340
	外径が1メートル以上の もの		670
法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	上空に設ける通路 地下に設ける通路	占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	1,000 600

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔の表示部分の面積をいう。

改正後	改正前
	5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
	6 占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
	7 この表により算定した占用許可1件についての占用料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。

議案第 140 号

盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

自治公民館用地等として個人が所有し、又は開発行為若しくは組合施行の土地区画整理事業により自治公民館用地等として位置付けられた不動産は、本来的に地元町内会等において所有し、管理されるべきものであるが、法人格を持たない町内会等は所有権の主体となることができないため市に便宜的に寄附され、市の所有とし、無償で貸し付けてきたところである。

しかし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260号の2第7項に規定する認可地縁団体は、地域的な共同活動のための不動産に限って所有権の主体となり得ることから、認可地縁団体に普通財産を譲与又は時価よりも低い価額で譲渡することができる場合について定めようとするものである。

2 改正の内容

地域的な共同活動の用に供することを条件として普通財産（地域的な共同活動のために寄付を受けた不動産に限る。）を認可地縁団体に譲与又は時価よりも低い価額で譲渡することができることとする。

3 施行日

公布の日

盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例 昭和39年3月30日条例第16号</p> <p><省略></p> <p>(普通財産の譲与等)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、これを譲与又は時価よりも低い価額の譲渡（以下「譲与等」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲与等をするとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、その負担した費用の額に相応する当該普通財産を当該国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲与等をするとき。</p> <p>(3) 行政財産のうち寄附に係るものとの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与等をするとき。ただし、寄附の際特約した場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 行政財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与等をするとき。</p> <p>(5) 地域的な共同活動の用に供することを条件として普通財産（地域的な共同活動のために寄附を受けた不動産に限る。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体に譲与等をす</p>	<p>○盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例 昭和39年3月30日条例第16号</p> <p><省略></p> <p>(普通財産の譲与等)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の一に____該当するときは、これを譲与又は時価よりも低い価額の譲渡（以下「譲与等」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲与等をするとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、その負担した費用の額に相応する当該普通財産を当該国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲与等をするとき。</p> <p>(3) 行政財産のうち寄附に係るものとの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与等をするとき。ただし、寄附の際特約した場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 行政財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与等をするとき。</p>

改正後	改正前
<p><u>るとき。</u></p> <p><省略></p> <p>附 則（平成23年条例第 1号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><省略></p>

議案第 141 号

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定の趣旨

住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、関係する条例に規定されている町及び字の名称等を整理しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市農業委員会に関する条例（別表第2及び別表第4）
- (2) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例（第3条）
- (3) 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（別表）
- (4) 盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程（第3条）
- (5) 盛岡市新事業創出支援センターライブ（第2条）
- (6) 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例（第2条）

3 改正の内容

- (1) 農業委員会の選挙に係る第2選挙区及び第4選挙区の区域の町名の整理（上記2(1)）
- (2) 都南総合支所及び都南総合支所飯岡出張所の所管区域の町名の整理（上記2(2)）
- (3) 水道事業の給水区域の町名の整理（上記2(3)）
- (4) 仙北西地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の町の範囲の整理（上記2(4)）
- (5) 実施区域内に設置している公の施設の位置の整理（上記2(5)及び(6)）

4 施行期日

平成24年2月20日

盛岡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○盛岡市農業委員会に関する条例 昭和32年7月5日条例第31号		○盛岡市農業委員会に関する条例 昭和32年7月5日条例第31号	
<省略>		<省略>	
(選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数)		(選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数)	
第2条 法第10条の2の規定による委員会の選挙による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区ごとに選挙すべき委員会の委員の定数は、次のとおりとする。		第2条 法第10条の2の規定による委員会の選挙による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区ごとに選挙すべき委員会の委員の定数は、次のとおりとする。	
区分	所属区域	選挙すべき委員の定数	選挙すべき委員の定数
第1選挙区	別表第1の区域	5人	5人
第2選挙区	別表第2の区域	5人	5人
第3選挙区	別表第3の区域	4人	4人
第4選挙区	別表第4の区域	6人	6人
第5選挙区	別表第5の区域	2人	2人
第6選挙区	別表第6の区域	3人	3人
第7選挙区	別表第7の区域	3人	3人
第8選挙区	別表第8の区域	2人	2人

改正後

<省略>

附 則（平成23年条例第 1号）この条例は、平成24年2月20日から施行する。

別表第1（第2条関係）

大字として区画される地域の上田，三ツ割，山岸，加賀野，新庄，浅岸，下米内，上米内，下厨川，上厨川，平賀新田及び土淵並びに町として区画される地域の内丸，中央通一丁目，中央通二丁目，中央通三丁目，大沢川原一丁目，大沢川原二丁目，大沢川原三丁目，本町通一丁目，本町通二丁目，本町通三丁目，材木町，菜園一丁目，菜園二丁目，大通一丁目，大通二丁目，大通三丁目，開運橋通，長田町，西下台町，梨木町，中ノ橋通一丁目，志家町，神明町，紺屋町，若園町，住吉町，新庄町，山王町，小杉山，東新庄一丁目，東新庄二丁目，東桜山，つつじが丘，浅岸一丁目，浅岸二丁目，浅岸三丁目，上ノ橋町，天神町，加賀野一丁目，加賀野二丁目，加賀野三丁目，加賀野四丁目，愛宕下，愛宕町，名須川町，三ツ割一丁目，三ツ割二丁目，三ツ割三丁目，三ツ割四丁目，三ツ割五丁目，岩清水，山岸一丁目，山岸二丁目，山岸三丁目，山岸四丁目，山岸五丁目，山岸六丁目，紅葉が丘，下米内一丁目，下米内二丁目，桜台一丁目，桜台二丁目，桜台三丁目，館向町，上田一丁目，上田二丁目，上田三丁目，上田四丁目，北山一丁目，北山二丁目，高松一丁目，高松二丁目，高松三丁目，高松四丁目，緑が丘一丁目，緑が丘二丁目，緑が丘三丁目，緑が丘四丁目，東緑が丘，上田堤一丁目，上田堤二丁目，箱清水一丁目，箱清水二丁目，黒石野一丁目，黒石野二丁目，黒石野三丁目，岩脇町，東黒石野一丁目，東黒石野二丁目，東黒石野三丁目，松園一丁目，松園二丁目，松園三丁目，東松園一丁目，東松園二丁目，東松園三丁目，東松園四丁目，西松園一丁目，西松園二丁目，西松園三丁目，西松園四丁目，北松園一丁目，北松園二丁目，北松園三丁目，北松園四丁目，小鳥沢一丁目，小鳥沢二

改正前

<省略>

別表第1（第2条関係）

大字として区画される地域の上田，三ツ割，山岸，加賀野，新庄，浅岸，下米内，上米内，下厨川，上厨川，平賀新田及び土淵並びに町として区画される地域の内丸，中央通一丁目，中央通二丁目，中央通三丁目，大沢川原一丁目，大沢川原二丁目，大沢川原三丁目，本町通一丁目，本町通二丁目，本町通三丁目，材木町，菜園一丁目，菜園二丁目，大通一丁目，大通二丁目，大通三丁目，開運橋通，長田町，西下台町，梨木町，中ノ橋通一丁目，志家町，神明町，紺屋町，若園町，住吉町，新庄町，山王町，小杉山，東新庄一丁目，東新庄二丁目，東桜山，つつじが丘，浅岸一丁目，浅岸二丁目，浅岸三丁目，上ノ橋町，天神町，加賀野一丁目，加賀野二丁目，加賀野三丁目，加賀野四丁目，愛宕下，愛宕町，名須川町，三ツ割一丁目，三ツ割二丁目，三ツ割三丁目，三ツ割四丁目，三ツ割五丁目，岩清水，山岸一丁目，山岸二丁目，山岸三丁目，山岸四丁目，山岸五丁目，山岸六丁目，紅葉が丘，下米内一丁目，下米内二丁目，桜台一丁目，桜台二丁目，桜台三丁目，館向町，上田一丁目，上田二丁目，上田三丁目，上田四丁目，北山一丁目，北山二丁目，高松一丁目，高松二丁目，高松三丁目，高松四丁目，緑が丘一丁目，緑が丘二丁目，緑が丘三丁目，緑が丘四丁目，東緑が丘，上田堤一丁目，上田堤二丁目，箱清水一丁目，箱清水二丁目，黒石野一丁目，黒石野二丁目，黒石野三丁目，岩脇町，東黒石野一丁目，東黒石野二丁目，東黒石野三丁目，松園一丁目，松園二丁目，松園三丁目，東松園一丁目，東松園二丁目，東松園三丁目，東松園四丁目，西松園一丁目，西松園二丁目，西松園三丁目，西松園四丁目，北松園一丁目，北松園二丁目，北松園三丁目，北松園四丁目，小鳥沢一丁目，小鳥沢二

改正後	改正前
丁目, 上堂一丁目, 上堂二丁目, 上堂三丁目, 上堂四丁目, 厨川一丁目, 厨川二丁目, 厨川三丁目, 厨川四丁目, 厨川五丁目, みたけ一丁目, みたけ二丁目, みたけ三丁目, みたけ四丁目, みたけ五丁目, みたけ六丁目, 月が丘一丁目, 月が丘二丁目, 月が丘三丁目, 青山一丁目, 青山二丁目, 青山三丁目, 青山四丁目, 西青山一丁目, 西青山二丁目, 西青山三丁目, 長橋町, 中堤町, 南青山町, 大新町, 大館町, 盛岡駅前通, 盛岡駅前北通, 盛岡駅西通一丁目, 盛岡駅西通二丁目, 夕顔瀬町, 北夕顔瀬町, 前九年一丁目, 前九年二丁目, 前九年三丁目, 安倍館町, 中川町, 新田町, 城西町, 境田町, 中屋敷町, 天昌寺町, 北天昌寺町, 稲荷町, 前潟一丁目, 前潟二丁目, 前潟三丁目及び前潟四丁目	丁目, 上堂一丁目, 上堂二丁目, 上堂三丁目, 上堂四丁目, 厨川一丁目, 厨川二丁目, 厨川三丁目, 厨川四丁目, 厨川五丁目, みたけ一丁目, みたけ二丁目, みたけ三丁目, みたけ四丁目, みたけ五丁目, みたけ六丁目, 月が丘一丁目, 月が丘二丁目, 月が丘三丁目, 青山一丁目, 青山二丁目, 青山三丁目, 青山四丁目, 西青山一丁目, 西青山二丁目, 西青山三丁目, 長橋町, 中堤町, 南青山町, 大新町, 大館町, 盛岡駅前通, 盛岡駅前北通, 盛岡駅西通一丁目, 盛岡駅西通二丁目, 夕顔瀬町, 北夕顔瀬町, 前九年一丁目, 前九年二丁目, 前九年三丁目, 安倍館町, 中川町, 新田町, 城西町, 境田町, 中屋敷町, 天昌寺町, 北天昌寺町, 稲荷町, 前潟一丁目, 前潟二丁目, 前潟三丁目及び前潟四丁目
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
大字として区画される地域の東中野, 東安庭, 門, 砂子沢, 根田茂, 川目, 築川, 向中野, 仙北町, 本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町, 下ノ橋町, 清水町, 神子田町, 鈴屋町, 高崩, 茶畠一丁目, 茶畠二丁目, 中野一丁目, 中野二丁目, 東中野町, 東山一丁目, 東山二丁目, 川目町, 東安庭一丁目, 東安庭二丁目, 東安庭三丁目, 門一丁目, 門二丁目, 大慈寺町, 看町, 南大通一丁目, 南大通二丁目, 南大通三丁目, 松尾町, 八幡町, 中ノ橋通二丁目, 仙北一丁目, 仙北二丁目, 仙北三丁目, 東仙北一丁目, 東仙北二丁目, 南仙北一丁目, 南仙北二丁目, 南仙北三丁目, 西仙北一丁目, 西仙北二丁目, 本宮一丁目, 本宮二丁目, 本宮三丁目, 本宮四丁目, 本宮五丁目（5番から9番までを除く。）, 本宮六丁目, <u>本宮七丁目</u> , 向中野一丁目, 向中野二丁目, 向中野三丁目, 向中野四丁目及び向中野五丁目（7番から13番までを除く。）	大字として区画される地域の東中野, 東安庭, 門, 砂子沢, 根田茂, 川目, 築川, 向中野, 仙北町, 本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町, 下ノ橋町, 清水町, 神子田町, 鈴屋町, 高崩, 茶畠一丁目, 茶畠二丁目, 中野一丁目, 中野二丁目, 東中野町, 東山一丁目, 東山二丁目, 川目町, 東安庭一丁目, 東安庭二丁目, 東安庭三丁目, 門一丁目, 門二丁目, 大慈寺町, 看町, 南大通一丁目, 南大通二丁目, 南大通三丁目, 松尾町, 八幡町, 中ノ橋通二丁目, 仙北一丁目, 仙北二丁目, 仙北三丁目, 東仙北一丁目, 東仙北二丁目, 南仙北一丁目, 南仙北二丁目, 南仙北三丁目, 西仙北一丁目, 西仙北二丁目, 本宮一丁目, 本宮二丁目, 本宮三丁目, 本宮四丁目, 本宮五丁目（5番から9番までを除く。）, 本宮六丁目, 向中野一丁目及び向中野二丁目
別表第3（第2条関係）	別表第3（第2条関係）
大字として区画される地域の繋並びに町として区画される地域の本宮五丁目（5番から9番までに限る。）, 上太田穴口, 上太田上瀬,	大字として区画される地域の繋並びに町として区画される地域の本宮五丁目（5番から9番までに限る。）, 上太田穴口, 上太田上瀬,

改正後	改正前
<p>上太田中瀬, 上太田碇, 上太田田中留, 上太田三枚橋, 上太田大堀, 上太田樋ノ口, 上太田赤前口, 上太田沼館, 上太田若宮, 上太田中屋敷, 上太田細工, 上太田上吉本, 上太田小田屋敷, 上太田犹森, 上太田小細工, 上太田十文字, 上太田上犹森, 上太田森合, 上太田岡沼, 上太田四ツ家, 上太田中閼, 上太田吉本, 上太田窪屋敷, 上太田上ノ畠, 上太田上村, 上太田閼端, 上太田畠中, 上太田弘法清水, 上太田下法丁, 上太田上ノ野, 上太田金財, 上太田瘦野, 上太田清水田, 上太田田屋, 上太田下川戸, 上太田上田中, 上太田田中, 上太田館, 上太田松ノ木, 上太田上野屋敷, 上太田八千刈, 上太田北田, 上太田八ツ口, 上太田川後, 上太田半在家, 上太田細田, 上太田神子塚, 上太田上川原, 上太田川原, 上太田下中屋敷, 上太田下川原, 上太田藏戸, 上太田藏戸前, 中太田方八丁, 中太田法丁, 中太田吉原, 中太田小沼, 中太田深持, 中太田官台, 中太田屋敷田, 中太田泉田, 中太田八卦, 中太田北太田, 中太田新田, 下太田新堰端, 下太田方八丁, 下太田宮田, 下太田林崎, 下太田谷地, 下太田杉田, 下太田田端, 下太田田中, 下太田沢田, 下太田榊, 下太田下川原, 下太田新田, 猪去釧迦堂, 猪去細越, 猪去上平, 猪去上猪去, 猪去田面野木, 猪去早俄上, 猪去三枚橋, 猪去堰合, 猪去藤松, 猪去的場, 猪去大道, 猪去畠中, 猪去橋場, 猪去大橋, 猪去一本木, 猪去外久保, 猪去米倉, 上鹿妻横道, 上鹿妻飯ノ森, 上鹿妻二ツ沢, 上鹿妻蟹沢, 上鹿妻朴, 上鹿妻朴前, 上鹿妻寺地, 上鹿妻夜鷹, 上鹿妻竹花前, 上鹿妻茂吉, 上鹿妻田貝, 上鹿妻五兵工新田, 上鹿妻與市新田, 上鹿妻中島, 上鹿妻竹鼻, 上鹿妻天沼, 上鹿妻清水田, 上鹿妻野中, 上鹿妻切付, 上鹿妻小和田, 上鹿妻山崎, 上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場</p>	<p>上太田中瀬, 上太田碇, 上太田田中留, 上太田三枚橋, 上太田大堀, 上太田樋ノ口, 上太田赤前口, 上太田沼館, 上太田若宮, 上太田中屋敷, 上太田細工, 上太田上吉本, 上太田小田屋敷, 上太田犹森, 上太田小細工, 上太田十文字, 上太田上猶森, 上太田森合, 上太田岡沼, 上太田四ツ家, 上太田中閼, 上太田吉本, 上太田窪屋敷, 上太田上ノ畠, 上太田上村, 上太田閼端, 上太田畠中, 上太田弘法清水, 上太田下法丁, 上太田上ノ野, 上太田金財, 上太田瘦野, 上太田清水田, 上太田田屋, 上太田下川戸, 上太田上田中, 上太田田中, 上太田館, 上太田松ノ木, 上太田上野屋敷, 上太田八千刈, 上太田北田, 上太田八ツ口, 上太田川後, 上太田半在家, 上太田細田, 上太田神子塚, 上太田上川原, 上太田川原, 上太田下中屋敷, 上太田下川原, 上太田藏戸, 上太田藏戸前, 中太田方八丁, 中太田法丁, 中太田吉原, 中太田小沼, 中太田深持, 中太田官台, 中太田屋敷田, 中太田泉田, 中太田八卦, 中太田北太田, 中太田新田, 下太田新堰端, 下太田方八丁, 下太田宮田, 下太田林崎, 下太田谷地, 下太田杉田, 下太田田端, 下太田田中, 下太田沢田, 下太田榊, 下太田下川原, 下太田新田, 猪去釧迦堂, 猪去細越, 猪去上平, 猪去上猪去, 猪去田面野木, 猪去早俄上, 猪去三枚橋, 猪去堰合, 猪去藤松, 猪去的場, 猪去大道, 猪去畠中, 猪去橋場, 猪去大橋, 猪去一本木, 猪去外久保, 猪去米倉, 上鹿妻横道, 上鹿妻飯ノ森, 上鹿妻二ツ沢, 上鹿妻蟹沢, 上鹿妻朴, 上鹿妻朴前, 上鹿妻寺地, 上鹿妻夜鷹, 上鹿妻竹花前, 上鹿妻茂吉, 上鹿妻田貝, 上鹿妻五兵工新田, 上鹿妻與市新田, 上鹿妻中島, 上鹿妻竹鼻, 上鹿妻天沼, 上鹿妻清水田, 上鹿妻野中, 上鹿妻切付, 上鹿妻小和田, 上鹿妻山崎, 上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場</p>
<p>別表第4（第2条関係）</p> <p>大字として区画される地域の東見前, 西見前, 三本柳, 津志田, 永井, 下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場及び湯沢並びに町として区画</p>	<p>別表第4（第2条関係）</p> <p>大字として区画される地域の東見前, 西見前, 三本柳, 津志田, 永井, 下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場及び湯沢並びに町として区画</p>

改正後	改正前
<p>される地域の向中野五丁目（7番から13番までに限る。），湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目，津志田中央三丁目，津志田南一丁目，津志田南二丁目，<u>津志田南三丁目及び北飯岡一丁目</u></p>	<p>される地域の 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目，津志田中央三丁目，津志田南一丁目，津志田南二丁目及び<u>津志田南三丁目</u></p>
別表第5（第2条関係）	別表第5（第2条関係）
大字として区画される地域の乙部，大ヶ生，黒川及び手代森	大字として区画される地域の乙部，大ヶ生，黒川及び手代森
別表第6（第2条関係）	別表第6（第2条関係）
大字として区画される地域の玉山区松内，好摩，永井，寺林，巻堀及び馬場並びに字として区画される地域の玉山区芋田字沢田	大字として区画される地域の玉山区松内，好摩，永井，寺林，巻堀及び馬場並びに字として区画される地域の玉山区芋田字沢田
別表第7（第2条関係）	別表第7（第2条関係）
大字として区画される地域の玉山区渋民，門前寺，下田及び川崎並びに字として区画される地域の玉山区芋田字芋田，上芋田，下芋田，昼夜保，上武道，武道及び下武道	大字として区画される地域の玉山区渋民，門前寺，下田及び川崎並びに字として区画される地域の玉山区芋田字芋田，上芋田，下芋田，昼夜保，上武道，武道及び下武道
別表第8（第2条関係）	別表第8（第2条関係）
大字として区画される地域の玉山区玉山，日戸，川又，上田及び藪川	大字として区画される地域の玉山区玉山，日戸，川又，上田及び藪川

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p><省略></p> <p>(所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碇、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田犹森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上猶森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中閥、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田閑端、上太田畠中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田ハツロ、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田</p>	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p><省略></p> <p>(所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碇、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田猶森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上猶森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中閥、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田閑端、上太田畠中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田ハツロ、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田</p>

改正後	改正前
<p>法丁，中太田吉原，中太田小沼，中太田深持，中太田官台，中太田屋敷田，中太田泉田，中太田八卦，中太田北太田，中太田新田，下太田新堰端，下太田方八丁，下太田宮田，下太田林崎，下太田谷地，下太田杉田，下太田田端，下太田田中，下太田沢田，下太田榦，下太田下川原，下太田新田，猪去釧迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畠中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵工新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場</p> <p>(4) 盛岡市役所繫支所の所管区域 大字として区画される地域の繫</p> <p>(5) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目，津志田中央三丁目，津志田南一丁目，津志田南二丁目，<u>津志田南三丁目及び北飯岡一丁目並びに大字として区画される地域の東見前，西見前，三本柳，津志田，永井，下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場，湯沢，乙部，大ヶ生，黒川及び手代森</u></p> <p>2 各出張所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，<u>流通センター北一丁目及び北飯岡一丁目並びに大字として区画される地域の下飯岡，上飯</u></p>	<p>法丁，中太田吉原，中太田小沼，中太田深持，中太田官台，中太田屋敷田，中太田泉田，中太田八卦，中太田北太田，中太田新田，下太田新堰端，下太田方八丁，下太田宮田，下太田林崎，下太田谷地，下太田杉田，下太田田端，下太田田中，下太田沢田，下太田榦，下太田下川原，下太田新田，猪去釧迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畠中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵工新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場</p> <p>(4) 盛岡市役所繫支所の所管区域 大字として区画される地域の繫</p> <p>(5) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目，津志田中央三丁目，津志田南一丁目，津志田南二丁目及<u>び津志田南三丁目並びに大字として区画される地域の東見前，西見前，三本柳，津志田，永井，下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場，湯沢，乙部，大ヶ生，黒川及び手代森</u></p> <p>2 各出張所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目及<u>び流通センター北一丁目並びに大字として区画される地域の下飯岡，上飯</u></p>

改正後	改正前
岡、飯岡新田、羽場及び湯沢	岡、飯岡新田、羽場及び湯沢
(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部、大ヶ生、黒川及び手代森	(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部、大ヶ生、黒川及び手代森
(3) 盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の薮川	(3) 盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の薮川
(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の玉山、日戸、川又及び上田	(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の玉山、日戸、川又及び上田
(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の松内、好摩、永井、寺林、 巻堀及び馬場	(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の松内、好摩、永井、寺林、 巻堀及び馬場
附 則 この条例は、盛岡市部等設置条例（昭和33年条例第21号）の施行の日から、 施行する。	附 則 この条例は、盛岡市部等設置条例（昭和33年条例第21号）の施行の日から、 施行する。
〔施行の日＝昭和33年7月5日〕	〔施行の日＝昭和33年7月5日〕
<省略>	<省略>
附 則（平成22年条例第41号） この条例は、平成23年2月21日から施行する。	附 則（平成22年条例第41号） この条例は、平成23年2月21日から施行する。
<u>附 則（平成23年条例第 号）</u> <u>この条例は、平成24年2月20日から施行する。</u>	

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号</p> <p><省略></p> <p>(略)</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">給水区域</th><th style="text-align: center;">給水人口</th><th style="text-align: center;">1日最大給水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市水道事業</td><td style="text-align: center;">別表の区域</td><td style="text-align: center;">28万3,864人</td><td style="text-align: center;">10万6,412立方メートル</td></tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">予定処理区域</th><th style="text-align: center;">計画処理人口</th><th style="text-align: center;">計画1日最大汚水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市下水道事業</td><td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール</td><td style="text-align: center;">29万500人</td><td style="text-align: center;">16万4,150立方メートル</td></tr> </tbody> </table> <p><省略></p> <p><u>附 則（平成23年条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、平成24年2月20日から施行する。</u></p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル	<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号</p> <p><省略></p> <p>(略)</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">給水区域</th><th style="text-align: center;">給水人口</th><th style="text-align: center;">1日最大給水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市水道事業</td><td style="text-align: center;">別表の区域</td><td style="text-align: center;">28万3,864人</td><td style="text-align: center;">10万6,412立方メートル</td></tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">予定処理区域</th><th style="text-align: center;">計画処理人口</th><th style="text-align: center;">計画1日最大汚水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市下水道事業</td><td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール</td><td style="text-align: center;">29万500人</td><td style="text-align: center;">16万4,150立方メートル</td></tr> </tbody> </table> <p><省略></p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル																														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル																														

改正後

別表（第3条第2項関係）

区分	給水区域
町又 は字 の区 域の 全部 が給 水区 域で ある 区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一 丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋 通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三 ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁 目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二 丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石 野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東 松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田（庚申 窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森） 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内 一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁 目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志 家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄 町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸（向田 柿木平 橋場） 看町 下ノ橋町 馬場町 清 水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鈎屋町 神子田町 高崩 茶畠一丁目

改正前

別表（第3条第2項関係）

区分	給水区域
町又 は字 の区 域の 全部 が給 水区 域で ある 区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一 丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋 通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三 ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁 目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二 丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石 野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東 松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田（庚申 窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森） 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内 一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁 目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志 家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄 町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸（向田 柿木平 橋場） 看町 下ノ橋町 馬場町 清 水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鈎屋町 神子田町 高崩 茶畠一丁目

改正後		改正前	
<p>茶畠二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目 町 東中野(見石 片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東 安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門 一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡 駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁 目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三 丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一 丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ 代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高 柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷 地道 橋場 碇田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三 丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺 町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁 目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四 丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁 目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙 北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南 仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本 宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 <u>本宮六丁</u> <u>目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林</u> <u>林崎 大宮 久保筋小幅 鬼柳 野古</u> _____ <u>松幅 小板小瀬 荒屋 林古)</u> 向中野一丁目 <u>向中野二</u> <u>丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野</u> <u>(</u> _____ 中島 石川 町 才川 野原 細谷地 道明 東道明 幅 鶴子 番返 </p>		<p>茶畠二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目 町 東中野(見石 片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東 安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門 一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡 駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁 目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三 丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一 丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ 代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高 柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷 地道 橋場 碇田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三 丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺 町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁 目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四 丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁 目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙 北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南 仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本 宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 <u>本宮六丁</u> <u>目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林</u> <u>林崎 大宮 久保筋小幅 鬼柳 野古</u> 稲荷 熊堂 泉屋敷 <u>松幅 小板小瀬 荒屋 林古)</u> 向中野一丁目 <u>向中野二</u> <u>丁目</u> _____ 向中野 <u>(千刈田 八日市場 向中野 台太郎 中島 五合田 石川</u> 町 才川 野原 細谷地 道明 東道明 幅 鶴子 番返 </p>	

改正後

改正前

新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碇 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田犹森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上猶森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中閑 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畠 上太田上村 上太田関橋 上太田畠中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田藏戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵工新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目

新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碇 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田犹森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上猶森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中閑 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畠 上太田上村 上太田関橋 上太田畠中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田藏戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵工新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目

改正後		改正前	
	<p>津志田南一丁目 津志田南二丁目 <u>津志田南三丁目 北飯岡一丁目</u> 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割から飯岡新田10地割まで 羽場1地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ヶ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黑川10地割 黑川20地割 黑川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割 玉山区松内(館和台 新田 築場 石花 在家 古川) 玉山区好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山区永井(荒屋 田端 中島) 玉山区寺林(梨木平 下平) 玉山区巻堀(巻堀 新田) 玉山区馬場(川原 馬場) 玉山区芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 玉山区渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 玉山区下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 玉山区川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>		<p>津志田南一丁目 津志田南二丁目 <u>津志田南三丁目</u> 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割から飯岡新田10地割まで 羽場1地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ヶ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黑川10地割 黑川20地割 黑川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割 玉山区松内(館和台 新田 築場 石花 在家 古川) 玉山区好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山区永井(荒屋 田端 中島) 玉山区寺林(梨木平 下平) 玉山区巻堀(巻堀 新田) 玉山区馬場(川原 馬場) 玉山区芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 玉山区渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 玉山区下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 玉山区川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>
町又 は字	愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割	町又 は字	愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割

改正後		改正前	
の区域の一部が給水区域である区域	<p>二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田（小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稲荷窪 狐森） 山岸 一丁目 山岸六丁目 山岸（外山岸 大平 名乗 庚申下 合間） 上米内（畠井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩 沢 庄ヶ畠 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗） 下米内（一本松 馬場野 寺並） 加賀野（桜山 才 ノ神） 小杉山 東新庄一丁目 新庄（中鼻 瀬戸 岩山 下 八木田 上八木田） 東桜山 つつじが丘 浅岸（稻久保 堀 根 ニツ森） 東中野町 東山一丁目 東中野（柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田） 東安庭（中 ケ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森） 門（真立 唐 須摩 角 下 川原道） 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第 15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川（柳原 小荒川 川原 杉原） 土淵（万徳 四ツ屋） 下厨川（鍋屋敷 四 十四田 赤平 穴口） 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮（蛇 屋敷 平藤） 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太 田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田 藏戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷 前 猪去駅迦堂 猪去上平 猪去上猪去 猪去田面野木 猪 去畑中 猪去橋場 繫（北ノ浦 北久保 下猿田 莢内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田） 東見前2地割 東見 前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割ま で 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6 地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地 割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙 部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割ま</p>	の区域の一部が給水区域である区域	<p>二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田（小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稲荷窪 狐森） 山岸 一丁目 山岸六丁目 山岸（外山岸 大平 名乗 庚申下 合間） 上米内（畠井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩 沢 庄ヶ畠 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗） 下米内（一本松 馬場野 寺並） 加賀野（桜山 才 ノ神） 小杉山 東新庄一丁目 新庄（中鼻 瀬戸 岩山 下 八木田 上八木田） 東桜山 つつじが丘 浅岸（稻久保 堀 根 ニツ森） 東中野町 東山一丁目 東中野（柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田） 東安庭（中 ケ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森） 門（真立 唐 須摩 角 下 川原道） 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第 15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川（柳原 小荒川 川原 杉原） 土淵（万徳 四ツ屋） 下厨川（鍋屋敷 四 十四田 赤平 穴口） 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮（蛇 屋敷 平藤） 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太 田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田 藏戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷 前 猪去駅迦堂 猪去上平 猪去上猪去 猪去田面野木 猪 去畑中 猪去橋場 繫（北ノ浦 北久保 下猿田 莢内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田） 東見前2地割 東見 前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割ま で 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6 地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地 割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙 部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割ま</p>

改正後		改正前	
で 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ生19地割 大ヶ生21地割 大ヶ生22地割 大ヶ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黑川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 玉山区松内字松内 玉山区好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山区永井(永井沢 百目木 鳥木沢) 玉山区寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 玉山区巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山区馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 玉山区芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 玉山区渋民(狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 玉山区門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 玉山区下田(古河川原 滝の下 生出) 玉山区玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 玉山区日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 玉山区川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 玉山区上田(糠森 小野松) 八幡平市大更第2地割及び第5地割		で 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ生19地割 大ヶ生21地割 大ヶ生22地割 大ヶ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黑川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 玉山区松内字松内 玉山区好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山区永井(永井沢 百目木 鳥木沢) 玉山区寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 玉山区巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山区馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 玉山区芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 玉山区渋民(狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 玉山区門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 玉山区下田(古河川原 滝の下 生出) 玉山区玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 玉山区日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 玉山区川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 玉山区上田(糠森 小野松) 八幡平市大更第2地割及び第5地割	
備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。		備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。	

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程 昭和55年9月29日条例第31号</p> <p><省略> (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>西仙北一丁目の一部 <u>西仙北二丁目の一部</u> 本宮一丁目の全部 本宮二丁目の一部 本宮三丁目の一部 本宮四丁目の一部 <u>向中野一丁目の一部</u> <u>向中野二丁目の一部</u> 仙北一丁目の一部 仙北二丁目の一部 <省略></p> <p><u>附 則（平成23年条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、平成24年2月20日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程 昭和55年9月29日条例第31号</p> <p><省略> (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>西仙北一丁目の一部 <u>西仙北二丁目の全部</u> 本宮一丁目の全部 本宮二丁目の一部 本宮三丁目の一部 本宮四丁目の一部 <u>向中野一丁目の全部</u> <u>向中野二丁目の全部</u> 仙北一丁目の一部 仙北二丁目の一部 <省略></p>

盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市新事業創出支援センター条例 平成19年10月4日条例第57号 <省略></p> <p>(設置) 第2条 産業の発展を図るため、特色のある新事業を創出しようとする企業等を支援する施設として、新事業創出支援センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市新事業創出支援センター</td><td style="padding: 2px;">盛岡市北飯岡一丁目8番20号</td></tr> </tbody> </table> <p><省略></p> <p><u>附 則</u> この条例は、平成24年2月20日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市新事業創出支援センター	盛岡市北飯岡一丁目8番20号	<p>○盛岡市新事業創出支援センター条例 平成19年10月4日条例第57号 <省略></p> <p>(設置) 第2条 産業の発展を図るため、特色のある新事業を創出しようとする企業等を支援する施設として、新事業創出支援センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市新事業創出支援センター</td><td style="padding: 2px;">盛岡市飯岡新田1地割27番地3</td></tr> </tbody> </table> <p><省略></p>	名称	位置	盛岡市新事業創出支援センター	盛岡市飯岡新田1地割27番地3
名称	位置								
盛岡市新事業創出支援センター	盛岡市北飯岡一丁目8番20号								
名称	位置								
盛岡市新事業創出支援センター	盛岡市飯岡新田1地割27番地3								

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 <省略> (小学校)	○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 <省略> (小学校)
第2条 小学校を次表のとおり設置する。	第2条 小学校を次表のとおり設置する。
名称	位置
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号
盛岡市立浅岸小学校	盛岡市浅岸字上大葛1番地
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号
盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地
名称	位置
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号
盛岡市立浅岸小学校	盛岡市浅岸字上大葛1番地
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号
盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地

改正後		改正前	
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号	盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1	盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1	盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1
盛岡市立繫小学校	盛岡市繫字館市114番地の1	盛岡市立繫小学校	盛岡市繫字館市114番地の1
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号	盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号	盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号
盛岡市立月が丘小学校	岩手郡滝沢村滝沢字穴口328番地	盛岡市立月が丘小学校	岩手郡滝沢村滝沢字穴口328番地
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号	盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号	盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2	盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地	盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2	盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地	盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地	盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号	盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地	盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1	盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号	盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号
盛岡市立玉山小学校	盛岡市玉山区日戸字市の坪53番地	盛岡市立玉山小学校	盛岡市玉山区日戸字市の坪53番地
盛岡市立城内小学校	盛岡市玉山区玉山字田畠19番地1	盛岡市立城内小学校	盛岡市玉山区玉山字田畠19番地1
盛岡市立外山小学校	盛岡市玉山区薮川字外山27番地7	盛岡市立外山小学校	盛岡市玉山区薮川字外山27番地7
盛岡市立渋民小学校	盛岡市玉山区渋民字鶴塚114番地	盛岡市立渋民小学校	盛岡市玉山区渋民字鶴塚114番地
盛岡市立生出小学校	盛岡市玉山区下田字仲平59番地36	盛岡市立生出小学校	盛岡市玉山区下田字仲平59番地36
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市玉山区巻堀字巻堀12番地1	盛岡市立巻堀小学校	盛岡市玉山区巻堀字巻堀12番地1
盛岡市立好摩小学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地60	盛岡市立好摩小学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地60
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号	盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野字向中野41番地9

改正後	改正前
<省略> <u>附 則（平成23年条例第一号）</u> この条例は、平成24年2月20日から施行する。	<省略>

議案第 142 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

中央卸売市場の施設使用料については、場内業者の経営状況に鑑み、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、条例で定める使用料単価を約30%減額する措置を採っているが、経済情勢等に回復傾向が見られないことに加え、東日本大震災の影響で生鮮食料品流通の先行きが不透明となっていることから、平成29年3月31日まで当該措置を延長しようとするものである。

また、国の第9次卸売市場整備基本方針を踏まえ、事務手続の簡素化を行うほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 卸売業者が出荷者に対して交付する出荷奨励金について、開設者の承認制から開設者への届出制にする。 (第61条関係)
- (2) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者と締結した買受物品代金の支払猶予の特約について、開設者への届出制から卸売業者に対する当該特約に係る書面の特約期間内の保存義務付けにする。
(第62条関係)
- (3) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者に対して交付する完納奨励金について、開設者の承認制から開設者への届出制にする。 (第64条関係)
- (4) 業務規程に規定する開設者への申請等のうち書面等で行うものについて、電子情報処理組織を使用して行わせることができるとする。 (第82条)
- (5) 施設使用料の減額措置を平成24年4月1日から平成29年3月31日まで延長する。 (附則第10条関係)

※平成18年度以後の施設使用料の減額措置の経緯は、裏面のとおり。

3 施行期日

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の日。

【施設使用料】

施設名	種別	業務規程で定めている金額		H18.4.1 ～ H20.3.31	H20.4.1 ～ H22.3.31	H22.4.1 ～ H24.3.31	H24.4.1 ～ H29.3.31
中央棟	卸売業者卸売場使用料	青果部	1平方メートルにつき月額 318円	220円	220円	220円	220円
		水産部	" " 529円	370円	370円	370円	370円
	倉庫使用料	青果部	" " 1,187円	830円	830円	830円	830円
		水産部	" " 991円	690円	690円	690円	690円
	冷蔵庫使用料	青果部	" " 2,032円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
		水産部	" " 2,082円	1,455円	1,455円	1,455円	1,455円
	業者事務所使用料		" " 1,549円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	仲卸業者売場使用料	青果部	" " 1,095円	765円	765円	765円	765円
		水産部	" " 1,622円	1,135円	1,135円	1,135円	1,135円
	加工施設使用料		" " 1,054円	735円	735円	735円	735円
	買荷保管積込所使用料	青果部	" " 1,010円	705円	705円	705円	705円
		水産部	" " 1,299円	905円	905円	905円	905円
	関連事業者売場使用料		" " 1,269円	885円	885円	885円	885円
	福利厚生施設使用料		" " 1,562円	1,090円	1,090円	1,090円	1,090円
	青果仲卸配送センター使用料		" " 1,380円	965円	965円	965円	965円
	水産仲卸配送センター使用料		" " 1,555円	1,085円	1,085円	1,085円	1,085円
	会議室等使用料	会議室	1時間につき 400円	280円	400円	400円	400円
		多目的ホール	" " 800円	560円	800円	800円	800円
		調理実習室	" " 500円	350円	500円	500円	500円
総合食品センター	売場施設使用料	1平方メートルにつき月額 950円		665円	665円	665円	665円
	配達施設使用料	" " 900円		630円	630円	630円	630円
駐車場	駐車場使用料	" " 133円		100円	100円	100円	100円
空地	空地使用料	" " 100円		70円	70円	70円	70円

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 盛岡市中央卸売市場業務規程	○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 盛岡市中央卸売市場業務規程
目次	目次
第1章 総則（第1条～第5条）	第1章 総則（第1条～第5条）
第2章 市場関係事業者	第2章 市場関係事業者
第1節 卸売業者（第6条～第16条）	第1節 卸売業者（第6条～第16条）
第2節 仲卸業者（第17条～第26条）	第2節 仲卸業者（第17条～第26条）
第3節 売買参加者（第27条～第29条）	第3節 売買参加者（第27条～第29条）
第4節 関連事業者（第30条～第35条）	第4節 関連事業者（第30条～第35条）
第3章 売買取引及び決済の方法（第36条～第64条）	第3章 売買取引及び決済の方法（第36条～第64条）
第4章 卸売の業務に関する品質管理（第64条の2）	第4章 卸売の業務に関する品質管理（第64条の2）
第5章 市場施設の使用（第65条～第72条）	第5章 市場施設の使用（第65条～第72条）
第6章 監督（第73条～第75条）	第6章 監督（第73条～第75条）
第7章 市場運営協議会（第76条～第76条の5）	第7章 市場運営協議会（第76条～第76条の5）
第8章 雜則（第77条～ <u>第83条</u> ）	第8章 雜則（第77条～ <u>第82条</u> ）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
<省略>	<省略>
	(保証金の預託)
	<u>第19条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、 保証金を市長に預託しなければならない。</u>
	<u>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはなら ない。</u>
	(保証金の額)
	<u>第20条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者から徴収する月</u>

改正後	改正前
	<p>額の別表第4第2号の施設使用料の額(次項及び第32条第3項において「施設使用料月額」という。)の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 第62条第1項の規定による支払猶予の特約があるもので、市長が適當と認めたものについては、前項の保証金は、施設使用料月額に相当する額を下らない額に減額することができる。</p> <p>3 第9条(第3項を除く。)から第11条までの規定は、前2項の保証金について準用する。 (仲卸しの業務の許可の取消し)</p> <p>第21条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適格に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第19条第1項の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。 <p>3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p>
(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)	
第19条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。	第22条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。
2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法	2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法

改正後

人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。) 又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請」

と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第20条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なつていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでの間は、被相続人に対してした第18条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第18条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合にお

改正前

人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。) 又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第18条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第18条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第22条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第23条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なつていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでの間は、被相続人に対してした第18条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第18条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合にお

改正後	改正前
<p>いて、<u>同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第20条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p>	<p>いて、<u>第18条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第23条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p>
<p><u>第21条 削除</u></p> <p>(名称変更等の届出)</p>	<p><u>第24条 削除</u></p> <p>(名称変更等の届出)</p>
<p><u>第22条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 仲卸しの業務を廃止したとき。 (5) 法人である仲卸業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。 (6) 仲卸業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき又はこれらについての判決を受けたとき。 (7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p><u>(保証金の預託)</u></p> <p><u>第23条 仲卸業者は、第18条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</u></p> <p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p><u>(保証金の額)</u></p> <p><u>第24条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者から徴収する月額の別表第4第2号の施設使用料の額(次項及び第32条第3項において「施設使用料月額」という。)の3倍に相当する額の範囲内において規則で定</u></p>	<p><u>第25条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 仲卸しの業務を廃止したとき。 (5) 法人である仲卸業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。 (6) 仲卸業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき又はこれらについての判決を受けたとき。 (7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<u>める。</u>	
2 第62条第1項の規定による支払猶予の特約があるもので、市長が適当と認めたものについては、前項の保証金は、施設使用料月額に相当する額を下らない額に減額することができる。	
3 第9条（第3項を除く。）から第11条までの規定は、前2項の保証金について準用する。	
(仲卸しの業務の許可の取消し)	
第25条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。	
2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。	
(1) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第23条第1項の保証金を預託しないとき。	
(2) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。	
(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。	
(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。	
3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。	
<省略>	
(許可の取消し等)	
第33条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が、第31条第1項第1号又は第2号に該当することとなつたとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第30条第1項の許可を取り消すものとする。	
2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに	

改正後	改正前
必要な能力又は資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第30条第1項の許可を取り消すものとする。	必要な能力又は資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第30条第1項の許可を取り消すものとする。
3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。	3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。
(1) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。	(1) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。
(2) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。	(2) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。	(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。	(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
4 <u>第25条第3項</u> の規定は、前項の許可の取消しについて準用する。 ＜省略＞ (卸売業者の業務の規制)	4 <u>第21条第3項</u> の規定は、前項の許可の取消しについて準用する。 ＜省略＞ (卸売業者の業務の規制)
第40条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。	第40条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
(1) <u>届出者</u> の名称 (2) 業務の内容 (3) 業務を営む理由 (4) 業務開始の予定年月日 (5) 事業計画	(1) <u>申請者</u> の名称 (2) 業務の内容 (3) 業務を営む理由 (4) 業務開始の予定年月日 (5) 事業計画
2 市長は、前項の届出があつたときは、協議会に報告しなければならない。	2 市長は、前項の届出があつたときは、協議会に報告しなければならない。
3 協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。	3 協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

改正後	改正前
4 市長は、第1項の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めたときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。 <省略> (受託契約約款)	4 市長は、第1項の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めたときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。 <省略> (受託契約約款)
第47条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。	第47条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。
2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより当該受託契約約款を添えて、承認申請書を市長に提出しなければならない。	2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより当該受託契約約款を添えて、承認申請書を市長に提出しなければならない。
3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項 (2) 受託物品の保管に関する事項 (3) 受託物品の手入れ等に関する事項 (4) 受信場所に関する事項 (5) 送り状又は発送案内に関する事項 (6) 受託物品の上場に関する事項 (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項 (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項 (9) 第59条第1項に規定する委託手数料に関する事項 (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (11) 仕切りに関する事項 (12) 第42条第1項ただし書又は第77条第1項の規定による場合に関する事項 (13) 前各号に掲げるもののほか重要な事項	3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項 (2) 受託物品の保管に関する事項 (3) 受託物品の手入れ等に関する事項 (4) 受信場所に関する事項 (5) 送り状又は発送案内に関する事項 (6) 受託物品の上場に関する事項 (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項 (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項 (9) 第59条第1項に規定する委託手数料に関する事項 (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (11) 仕切りに関する事項 (12) 第42条第1項ただし書、第50条第3項又は第77条第1項の規定による場合に関する事項 (13) 前各号に掲げるもののほか重要な事項
4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 (受託契約約款の掲示)	4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 (受託契約約款の掲示)

改正後	改正前
<p>第47条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p><省略></p> <p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p>	<p>第47条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p><省略></p> <p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p>
<p>第50条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買 い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければなら ない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに 引き取らなければならない。</p>	<p>第50条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買 い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければなら ない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに 引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠つたと認められると きは、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告 しないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その 同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格（せり売若しくは入札又 は相対取引に係る価格に当該価格の100分の5に相当する額を加えた価格 をいう。以下同じ。）より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買 参加者に請求することができる。</p>
<p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p><省略></p> <p>第52条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類 に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸 しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あら かじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようと する場合も、同様とする。</p> <p>(1) <u>届出者の氏名又は名称</u></p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p>	<p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p><省略></p> <p>第52条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類 に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸 しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あら かじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようと する場合も、同様とする。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称</u></p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p>

改正後	改正前
<p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、協議会に報告しなければならない。</p> <p>3 協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めたときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。</p> <p><省略></p> <p>(仕切り及び送金に関する特約)</p> <p>第58条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、<u>当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更したときも同様とする。</u></p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特約の内容</p> <p>(3) 支払方法</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面について市長が求めた場合は、速やかに提出しなければならない。</p> <p><省略></p> <p>(出荷奨励金の交付)</p> <p>第61条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、協議会に報告しなければならない。</p> <p>3 協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めたときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。</p> <p><省略></p> <p>(仕切り及び送金に関する特約)</p> <p>第58条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を備え付けなければならない。</p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特約の内容</p> <p>(3) 支払方法</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面について市長が求めた場合は、速やかに提出しなければならない。</p> <p><省略></p> <p>(出荷奨励金の交付)</p> <p>第61条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p>

改正後	改正前
(1) 届出者の名称 (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目 (4) 当該出荷奨励の対象となる期間 (5) 出荷奨励金を交付する基準 (6) 出荷奨励金を交付する理由	
2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。	2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の名称 (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目 (4) 当該出荷奨励の対象となる期間 (5) 出荷奨励金を交付する基準 (6) 出荷奨励金を交付する理由
(買受代金の即時支払義務)	3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。 (買受代金の即時支払義務)
第62条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の5に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。 2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。 3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則	第62条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の5に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。 2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。 3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則

改正後	改正前
<p>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 卸売業者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法 	<p>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法
<p>4 市長は、第73条第1項の規定に基づく報告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。 (卸売代金の変更の禁止) 	<p>4 市長は、前項の届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。 (卸売代金の変更の禁止)
<p>第63条 卸売業者は、卸売した物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。 (完納奨励金の交付)</p>	<p>第63条 卸売業者は、卸売した物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。 (完納奨励金の交付)</p>
<p>第64条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 届出者の名称 (2) 完納奨励金を交付しようとする当該仲卸業者若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所 (3) 完納奨励金を交付する基準 	<p>第64条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。</p>

改正後	改正前
(4) 完納奨励金を交付する理由 2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。	2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の名称 (2) 完納奨励金の交付する基準 (3) 完納奨励金を交付する理由 3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない、かつ、卸売業者の間において過度の競争により弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。
第4章 卸売の業務に関する品質管理 <省略> (監督処分)	第4章 卸売の業務に関する品質管理 <省略> (監督処分)
第75条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	第75条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
2 市長は、仲卸業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第18条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	2 市長は、仲卸業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第18条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
3 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第27条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の	3 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第27条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の

改正後	改正前
停止を命ずることができる。	停止を命ずることができる。
4 市長は、関連事業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第30条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	4 市長は、関連事業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第30条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。 (1) この業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。 (2) せり人がせり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき。 (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。	5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。 (1) この業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。 (2) せり人がせり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき。 (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。
6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、その業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。	6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、その業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。
7 第25条第3項の規定は、前各項の取消しの処分について準用する。 第7章 市場運営協議会 (設置)	7 第21条第3項の規定は、前各項の取消しの処分について準用する。 第7章 市場運営協議会 (設置)

改正後	改正前
第76条 市場における業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。	第76条 市場における業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。	2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 市場の運営に関すること。 (2) 市場の整備に関すること。 (3) 法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項、 <u>第37条第1項第2号の規則で定める割合、第40条第1項の規定による販売、第42条第1項第2号の規定による卸売、第44条第1項第3号の規定による卸売、第51条第2項第2号の規定による販売及び第52条第1項による販売</u> に関すること。	(1) 市場の運営に関すること。 (2) 市場の整備に関すること。 (3) 法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項 <u>及び第37条第1項第2号の規則で定める割合</u> に関すること。
(4) 市場における公正かつ効率的な取引の確保に関すること。	(4) 市場における公正かつ効率的な取引の確保に関すること。
3 協議会は、委員20人以内をもつて組織する。	3 協議会は、委員20人以内をもつて組織する。
4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 卸売業者 (2) 仲卸業者 (3) 売買参加者その他の利害関係者 (4) 知識経験を有する者	(1) 卸売業者 (2) 仲卸業者 (3) 売買参加者その他の利害関係者 (4) 知識経験を有する者
5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。	6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
7 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。	7 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
<省略>	<省略>
(電子情報処理組織による申請等)	
第82条 市長は、この業務規程の規定による申請等（申請、届出その他のこの業務規程の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。以下同じ。）	

改正後	改正前
<p>のうち書面により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p>	
<p>2 前項の規定に基づき行われた申請等については、当該申請等を書面により行うものとして規定した申請等に関するこの業務規程に規定する書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。</p>	
<p>3 第1項の規定に基づき行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p>	
<p>（委任）</p> <p>第83条 この業務規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 ＜省略＞</p> <p>第10条 平成20年4月1日から平成29年3月31までの間、別表第4第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。</p> <p>＜省略＞</p> <p>附 則（平成23年条例第 号）</p>	<p>（委任）</p> <p>第82条 この業務規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 ＜省略＞</p> <p>第10条 平成20年4月1日から平成24年3月31までの間、別表第4第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。</p> <p>＜省略＞</p>

改正後	改正前
1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の日から施行する。	
2 この条例の施行の日前に改正前の盛岡市中央卸売市場業務規程第61条第2項若しくは第64条第2項の規定による承認を受けた申請又はこの条例の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請については、それぞれ改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第61条第1項若しくは第64条第1項の規定によりされた届出とみなす。	<省略>

議案第 143 号

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

現在、玉山区には地区集会施設として18のコミュニティセンターがある。平成23年度は、小袋地区コミュニティセンターの整備を進めており、平成24年4月1日の供用開始予定であることから、新たに「盛岡市コミュニティセンター条例」に加えようとするものである。

2 改正の内容

既存の18施設に「小袋地区コミュニティセンター」を加える。

(1) 名称 小袋地区コミュニティセンター

(2) 位置 盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31

(3) 使用料 有料となる場合の使用料を次表のとおり定める。

区分	午前 9 時か ら正午まで	正午から午 後 5 時まで	午後 5 時か ら午後 9 時 まで	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	正午から午 後 9 時まで	午前 9 時か ら午後 9 時 まで
集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

3 施行期日

平成24年4月1日

4 施設の概要

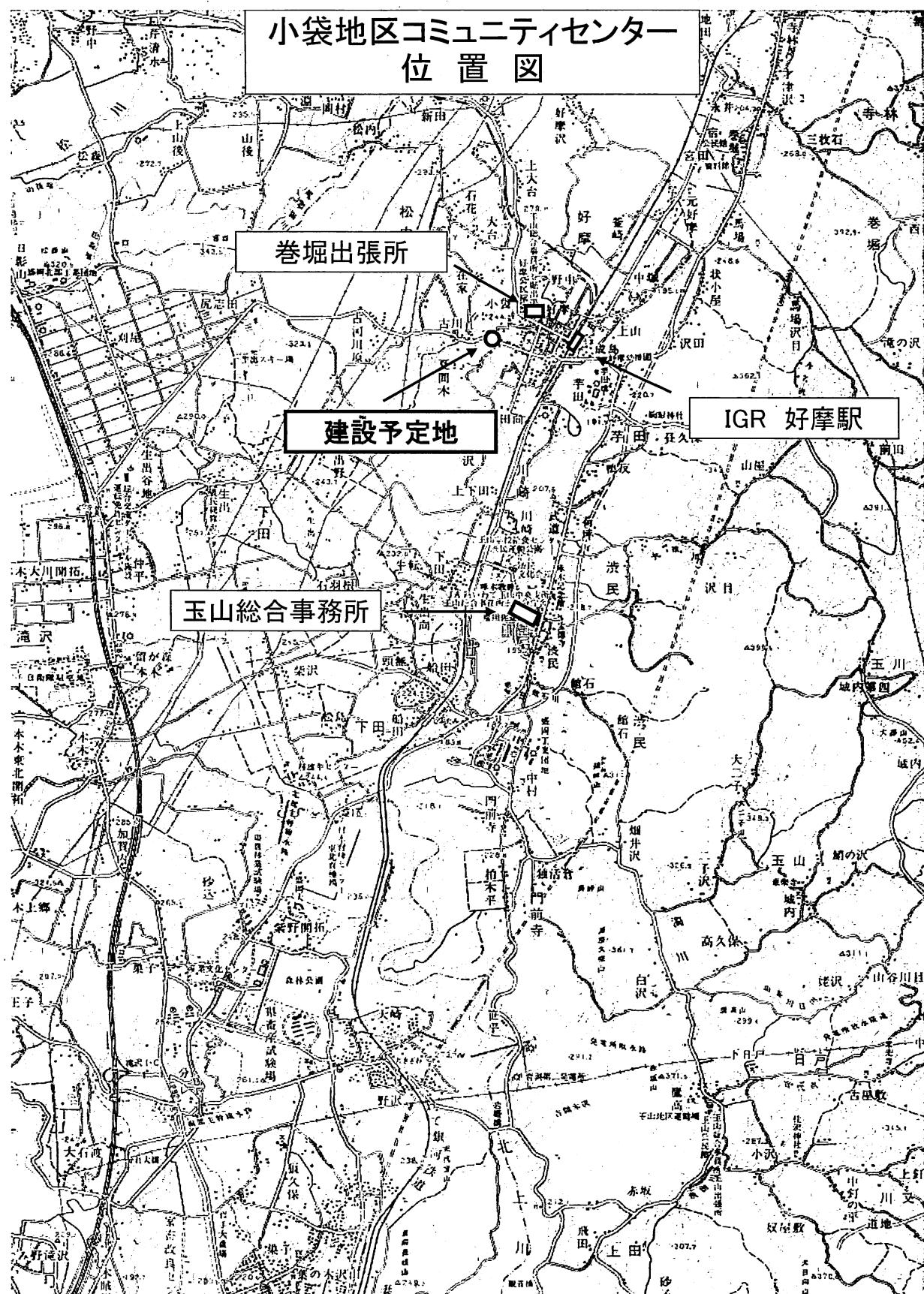
(1) 木造平屋建 敷地面積655.85m² 延床面積210.33m²

(2) 設置機能 集会室92.74m², 第1和室13.24m², 第2和室9.93m², 料理実習室26.91m²

5 年次計画

新市建設計画に基づき、平成24年度から平成25年度にかけて前田地区にコミュニティセンターを整備する予定である。

小袋地区コミュニティセンター 位置図



議案第 144 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営夏間木第1団地を設置するとともに、市営芋田向団地を廃止しようとするものである。

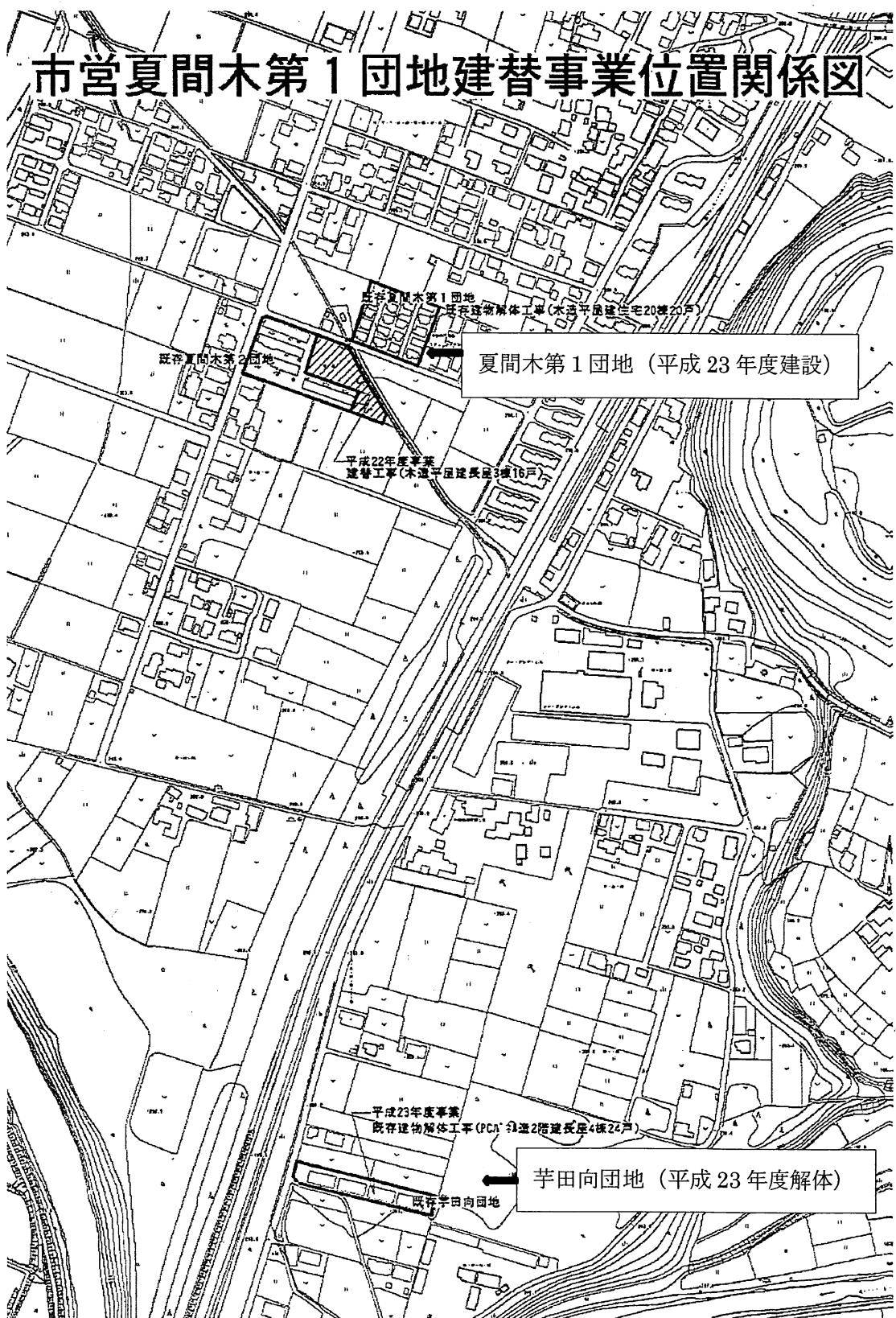
2 改正の内容

- (1) 別表に市営夏間木第1団地として木造平家建21戸を加える。
- (2) 別表から市営芋田向団地を削る。

3 施行期日

- (1) 2(1) については、平成24年3月1日
- (2) 2(2) については、平成24年3月21日

参考：位置関係図（市営夏間木第1団地、芋田向団地）



盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号				
<省略>					<省略>				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	位置	竣(しゆん) 工年 度	戸数	構造	名称	位置	竣(しゆん) 工年 度	戸数	構造
略					略				
市営渋民団地	盛岡市玉山区渋民字大前田	平18 平19 平20	2 2 4	木造平家建 木造平家建 木造平家建	市営渋民団地	盛岡市玉山区渋民字大前田	平18 平19 平20	2 2 4	木造平家建 木造平家建 木造平家建
市営夏間木第1団地	盛岡市玉山区好摩字夏間木	平23	21	木造平家建	市営芋田向団地	盛岡市玉山区好摩字芋田向	昭45 昭46	12 12	簡易耐火2階建 簡易耐火2階建
市営夏間木第2団地	盛岡市玉山区好摩字芋田向	昭50 昭51 昭52 平22	10 5 5 16	簡易耐火平家建 簡易耐火平家建 簡易耐火平家建 木造平家建	市営夏間木第2団地	盛岡市玉山区好摩字芋田向	昭50 昭51 昭52 平22	10 5 5 16	簡易耐火平家建 簡易耐火平家建 簡易耐火平家建 木造平家建

改正後					改正前				
市営夏間木第3団地	盛岡市玉山区好摩字夏間木	昭63 平元 平2	12 20 8	木造2階建 木造2階建 木造2階建	市営夏間木第3団地	盛岡市玉山区好摩字夏間木	昭63 平元 平2	12 20 8	木造2階建 木造2階建 木造2階建

議案第 145 号

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

火葬場の改築に伴い、使用料を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 使用料を次のとおりに改定する。

現行の使用料

区分	使用料	
死体（死亡者及び使用者がいずれも市の住民でない場合に限る。）	13歳以上のもの	1 体につき20,000円
	13歳未満のもの	1 体につき15,000円
	死産のもの	1 体につき10,000円
死体の一部、胎盤その他これらに類するもの	3キログラムまでごとに3,000円	

改定後の使用料

区分	使用料	
	市民	市民以外の者
13歳以上の死体（1 体につき）	10,000円	50,000円
13歳未満の死体（1 体につき）	7,000円	35,000円
妊娠4箇月以上の死胎（1 胎につき）	4,000円	20,000円
埋葬された死体（1 火葬炉分につき）	4,000円	20,000円
人体の一部、胎盤その他これらに類するもの (3キログラムまでごとに)		3,000円

※ 「市民」とは、死体（埋葬された死体を除く。）又は死胎の火葬にあっては死亡時に死者又は胎児の父若しくは母が、埋葬された死体の火葬にあっては使用の許可の時に使用者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「市民以外の者」とはそれ以外の場合をいう。

- (2) 使用料の不還付について、新たに規定する。

3 施行期日

規則で定める日（全面供用開始する平成24年10月を予定している。）

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市火葬場条例 <省略> <u>(開場時間及び休場日)</u> 第3条 火葬場の開場時間及び休場日は、規則で定める。 (使用の許可等)	○盛岡市火葬場条例 <省略>
第4条 火葬場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。 2 市長は、火葬場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、火葬場の管理上適当でないと認めたとき。 3 市長は、火葬場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができます。 4 市長は、火葬場の管理上必要があると認めたとき又は第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、前項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは火葬場からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により第1項の許可を受けたとき。 (3) 第1項の許可を受けた後において第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前項の条件に違反したとき。 (使用料) 第5条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。	第3条 火葬場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。 2 市長は、火葬場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、火葬場の管理上適當でないと認めたとき。 3 市長は、火葬場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができます。 4 市長は、火葬場の管理上必要があると認めたとき又は第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、前項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは火葬場からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により第1項の許可を受けたとき。 (3) 第1項の許可を受けた後において第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前項の条件に違反したとき。 (使用料) 第4条 火葬場の使用料は、無料とする。ただし、次の各号の一に該当する

改正後	改正前																											
	<p>場合は、別表の定めるところにより、使用料を徴収する。</p> <p>(1) 市の住民でない者が使用するとき。ただし、死亡当時の住民であった者を火葬する場合を除く。</p> <p>(2) 死体の一部、胎盤その他これらに類するものを焼却するため使用するとき。</p>																											
2 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、特別の理由があると市長が認めたときは、後納させることができる。 <u>(使用料の減免)</u>	2 火葬場の使用料は、使用許可申請の際、徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。 <u>(使用料の減免)</u>																											
第5条の2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。 <u>(使用料の不還付)</u>	第4条の2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。																											
第5条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により火葬場を使用することができなかつたときその他の特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。	(火葬時刻及び休場日) 第5条 火葬場の火葬時刻及び休場日は、規則で定める。																											
<省略> 別表 (第5条関係)	<省略> 別表 (第4条関係)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市民</th> <th>市民以外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13歳以上の死体 (1体につき)</td> <td>10,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>13歳未満の死体 (1体につき)</td> <td>7,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>妊娠4箇月以上の死胎 (1胎につき)</td> <td>4,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>埋葬された死体 (1火葬炉分につ)</td> <td>4,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料		市民	市民以外の者	13歳以上の死体 (1体につき)	10,000円	50,000円	13歳未満の死体 (1体につき)	7,000円	35,000円	妊娠4箇月以上の死胎 (1胎につき)	4,000円	20,000円	埋葬された死体 (1火葬炉分につ)	4,000円	20,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条第1項第1号に該当する場合</td> <td>13歳以上のもの 1体につき20,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13歳未満のもの 1体につき15,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>死産のもの 1体につき10,000円</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第2号に該当する場</td> <td>3キログラムまでごとに3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	第4条第1項第1号に該当する場合	13歳以上のもの 1体につき20,000円		13歳未満のもの 1体につき15,000円		死産のもの 1体につき10,000円	第4条第1項第2号に該当する場	3キログラムまでごとに3,000円
区分		使用料																										
	市民	市民以外の者																										
13歳以上の死体 (1体につき)	10,000円	50,000円																										
13歳未満の死体 (1体につき)	7,000円	35,000円																										
妊娠4箇月以上の死胎 (1胎につき)	4,000円	20,000円																										
埋葬された死体 (1火葬炉分につ)	4,000円	20,000円																										
区分	使用料																											
第4条第1項第1号に該当する場合	13歳以上のもの 1体につき20,000円																											
	13歳未満のもの 1体につき15,000円																											
	死産のもの 1体につき10,000円																											
第4条第1項第2号に該当する場	3キログラムまでごとに3,000円																											

改正後			改正前	
き)			合	
人体の一部、胎盤その他これらに類するもの（3キログラムまでごとに）		3,000円		
備考				
1 「市民」とは、死体（埋葬された死体を除く。）又は死胎の火葬にあつては死亡時に死者又は胎児の父若しくは母が、埋葬された死体の火葬にあつては使用の許可の時に使用者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「市民以外の者」とは、それ以外の場合をいう。				
2 「埋葬」とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第1項に規定する埋葬をいう。				

議案第 146 号

盛岡市スポーツ振興審議会条例の全部の改正について

1 改正の趣旨

スポーツ振興法（昭和36年法律第 141号）の全部が改正され、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）が施行されたことに伴い、盛岡市スポーツ振興審議会に代えて盛岡市スポーツ推進審議会を設置しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 審議会の名称を「盛岡市スポーツ振興審議会」から「盛岡市スポーツ推進審議会」に改める。
- (2) 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議することとする。
- (3) 委員は、知識経験を有する者、スポーツ基本法第2条第2項のスポーツ団体を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、その任期は2年とする。
- (4) 審議会の運営に関し、次の事項を定める。
 - ア 審議会は、教育委員会が招集する。
 - イ 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - ウ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - エ 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
- (5) 現に盛岡市スポーツ振興審議会の委員である者は、盛岡市スポーツ推進審議会の委員に委嘱された者とみなし、その委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日

盛岡市スポーツ振興審議会条例の全部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市スポーツ推進審議会条例 平成23年 月 日条例第 号</p> <p><u>盛岡市スポーツ推進審議会条例</u> <u>盛岡市スポーツ振興審議会条例（昭和37年条例第19号）の全部を改正する。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）</u> 第31条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として<u>盛岡市スポーツ推進審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者</p> <p>うちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 知識経験を有する者 (2) スポーツ基本法第2条第2項のスポーツ団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する副会長がその職務を代理する。</p>	<p>○盛岡市スポーツ振興審議会条例 昭和37年3月29日条例第19号</p> <p>改正</p> <p>平成12年3月30日条例第28号</p> <p><u>盛岡市スポーツ振興審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）</u> 第18条第2項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として<u>盛岡市スポーツ振興審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長等)</p> <p>第4条 審議会に会長及び副会長______を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、______その職務を代理する。</p>

改正後	改正前
(会議)	
第5条 審議会は、教育委員会が招集する。	
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。	
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。	
(庶務)	
第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。	
(委任)	(委任)
第7条 <u>この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</u>	第5条 法及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 <u>教育委員会が</u> 定める。
附 則	附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の際現に盛岡市スポーツ振興審議会の委員である者は、 <u>改正後の盛岡市スポーツ推進審議会条例第1条の盛岡市スポーツ推進審議会の委員に委嘱された者とみなし、その委員の任期は、改正後の盛岡市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。</u>	附 則（平成12年条例第28号） 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。